

蔵管才2556号
昭和32年7月29日
(改正昭33・2・7蔵管334)

各財務局長 殿

大蔵省管財局長 北島 武雄

普通財産管理及び処分計画書の送付期限等の細部取扱について

普通財産管理及び処分計画書の送付期限等については、別紙のとおり大蔵大臣から通知があつたから、国有財産法改正の趣旨にかんがみ、その取扱について遺憾のないよう処理せられたい。

おつて、当省所管に係る標記のことについては、下記のとおり取り扱うこととしたから了知されたい。

記

1. 普通財産管理及び処分計画書の提出期限は、当該年度分を前年度の3月15日までとし、提出部数は5部とする。
2. 国有財産法施行細則才9条の3中、「計画を著しく変更する必要があると認めるとき」とは、才5号様式の才3表及び才5表に登載計画されたもののうち、変更（削除し、又は数量、価格若しくは相手方を変更し、若しくは新たに追加する場合をいう。）を必要とするものの件数がその総件数の30%以上となつたときとする。
3. 才3表及び才5表中、「所在」欄の左に番号欄を設け、交換、売却等の分類ごとに一連番号を付すること。
4. 才5表は、才4表中の「新規貸付見込額」の明細として記載すること。
5. 2による変更計画書の記載要領は
 - (イ) 才5号様式表紙「普通財産管理及び処分計画書」標題の下段に「(才 次変更分)」と記載すること。
 - (ロ) 才1表、才2表及び才4表は、変更後の計数を記載すること。
 - (ハ) 才3表及び才5表には、変更部分について当初計画との関係を明らかにするため、当該変更にかかる事案の当初の

- (ニ) 計画から削除するものについては、一連番号の右に「削除」と記載すること。
 - (ホ) 新規に追加計画のものについては、新たに番号を付し、所定事項を記載すること。
6. 才2表、才3表及び才5表中、防衛、文教等その用途に区分する場合は、その主たる用途によること。
 7. 才3表及び才5表の備考欄には、旧軍用財産、終戦処理費支弁財産等財産の取得原因別の区分を記載すること。
 8. 「別紙様式」により参考として添付する「年度普通財産処分、所管換及び貸付計画」については、2及び5による変更計画の提出は要しない。
 9. 「別紙様式」については、交換、売却、譲与等の分類ごとに「計」の「数量」欄に、契約の相手ごとに1件とした予定契約件数を記載すること。

(別添)

蔵管才2542号
昭和32年7月26日

各省(庁)大臣官房会計課長 殿

大蔵省管財局長 北島 武雄

普通財産管理及び処分計画書の送付期限等について
国有財産法の一部を改正する法律(昭和32年法律才107号)の施行に伴い、同法才11条の2の規定により、貴省(庁)は、毎会計年度、普通財産管理及び処分計画書を大蔵大臣に提出することになつたが、昭和32年度分の計画書の提出が遅れているので、すみやかにこれを2部作成し、おそくとも8月31日までに送付されたい。

なお、上記計画書の作成に当つては、財産の所在ごとに及び貸付、交換、売却、譲与、出資又は所管換の相手方ごとに国有財産台帳価格(ただし、自作農創設特別措置特別会計に所属する財産については、その見積価格とする。)が、交換又は譲与に係るものにあつては100万円未満、貸付、売却、出資又は所管換に係るものにあつては500万円未満のものについては、

それぞれ、計画書の記入を要しないこととする。ただし、当該
価格未満のものについては、その合計額を別紙様式に記入し、
参考として計画書に添付せられたい。

以上命によつて通知する。

年度普通財産処分・所管換及び貸付計画

省庁所管
 会計所属
 年月日(単位千円)

区分	数単 量位	交換		売払(時価)		売払(減額)		譲与		出資		所管換		計		貸付		備考
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
土地	坪																	
立木 竹	樹木 本																	
	立木 石																	
	竹 束																	
	計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
建物	建坪																	
	延																	
工作物		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
機械器具	箇																	
船舶	隻																	
計		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

- 注 1 「数量及び価格」欄には、当該財産の国有財産台帳の数量及び価格を記入する。ただし、自作農創設特別措置特別会計に所属する財産については、その見積価格をも()を付して記入する。
- 2 「貸付」欄には、新規貸付見込のものについて記入する。

国本
貸付
な
(1)
本
術
(2)
お
方面か
摘さ
に際し
また、
易に用
る。
した
手方の
討し、
させる
反の未
ず、指
除、損
ことと

別紙

昭和33年7月2日

各財務局長 殿

大蔵省管財局長 賀屋 正雄

普通財産にかかる用途指定の処理要領について

国有財産法等の規定により、普通財産を用途を指定して売却、貸付又は譲与する場合には、別紙要領により処理せられたい。

なお、

- (1) 本処理要領は、今後契約を締結するものについて適用することとし、既に用途を指定したものの処理については、従前の方法により処理するものとする。
- (2) 昭和28年8月24日付蔵管才3070号「公営住宅法による公営住宅の敷地として普通財産（土地）を減額譲渡する場合の用途指定について」通達は廃止する。

おつて、普通財産にかかる用途指定については、従来、関係方面から用途指定違反及びそれに対する善後措置等について指摘されているところであるが、これは、従来、用途を指定するに際して、事前に相手方の事業計画等の検討が不十分であり、また、用途指定の趣旨等を相手方に徹底させることなしに、安易に用途を指定してきたことに基因するものが多いと考えられる。

したがつて、今後用途を指定するものについては、事前に相手方の事業計画、履行についての可能性の有無等を充分調査検討し、相手方に用途指定の趣旨、特約条項の内容等を充分徹底させるとともに、事後の監査を厳重に励行することにより、違反の未然防止に努め、違反の事実があつた場合には、機を逸せず、指定用途に供すべきことの督促、違約金の徴収、契約の解除、損害賠償の請求、特別違約金の徴収等適切な措置を講ずることとされたい。

別紙

普通財産にかかる用途指定の処理要領

1. 用途指定の範囲

用途指定を行うのは、次の各号の1に該当する場合に限るものとする。

- (1) 法律の定めるところにより、譲与、減額売払、無償貸付又は減額貸付をするとき、ただし、国有財産法（昭和23年法律才73号）才28条才1号から才3号まで、国有財産特別措置法（昭和27年法律才219号）才5条才1項才1号及び才2号並びに道路法（昭和27年法律才180号）才90条才2項の規定により譲与又は無償貸付をするときを除く。
- (2) 減額をしない売払又は貸付をする場合で、特に国において用途を指定する必要があると認めるとき。

2. 指定用途に供しなければならない期日の指定

- (1) 指定する用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない期日（以下「指定期日」という。）は、財産引渡後2月をこえない範囲内において指定するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、個々の具体的事情を勘案して、必要最少限度において財産引渡後2年をこえない範囲内でその期日を指定することができるものとする。
- (2) 指定用途に供するとは、用途指定にかかる財産（以下「用途指定財産」という。）の全部が指定用途に適合したことを確認しうる状態をいうのであつて、単に指定用途に供するための工事の着手、事前措置及び手続等をしたのみでは、指定用途に供したとは認めないものとする。

3. 指定用途に供しなければならない期間の指定

指定用途に供しなければならない期間（以下「指定期間」という。）は、次の各号に該当するときは、指定期日を始期としてそれぞれ当該各号に定めるところにより、その期間を指定するものとする。ただし、売払した財産を公営住宅法（昭和26年法律才193号）に基く木造の住宅又はその敷地の用に供する場合は5年とする。

- (1) 減額しない売払 5年
- (2) 減額売払 7年
- (3) 譲与 10年

(4) 貸付（無償貸付及び減額貸付を含む） 貸付期間中

4. 指定期日の延期の承認

指定期日が到来する前に、相手方から当該指定期日の延期について申請書の提出があつたときは、やむを得ないと認める場合に限り、その期日の延期を承認することができるものとする。ただし、その延期を認める期間は、必要最少限度のものとし、当初の指定期日から1年をこえてはならない。

5. 指定用途の変更の承認等

- (1) 相手方から指定用途の変更について申請書の提出があつた場合で変更後の用途が1に該当し、かつ、真にやむを得ないと認める場合に限り、用途指定財産の全部又は一部について指定用途の変更を承認することができる。ただし、譲与した財産で既に指定用途に供した期間が7年未満のものについては、指定用途の変更を承認することなく、原則として当該財産を原状に回復させたいえ、返還を受けるものとする。
- (2) (1)により指定用途の変更を承認し、又は譲与した財産の返還を受ける場合において、当該事案が本省において用途を指定することを指示し、又は承認したもの（普通財産取扱規則（昭和24年12月26日大蔵省訓令特才7号）の規定にかかわらず、特に本省の承認を得た事案を含む。以下同じ。）であるときは、本省の承認を受けなければならない。
- (3) 売払又は譲与した財産について(1)の本文により指定用途の変更を承認する場合において、当該財産を変更後の用途に供するものとして処分する場合の価額(A)が変更前の用途に供するものとして処分する場合の価額(B)（A、Bいずれも指定用途の変更時の価額とする。）をこえる場合には、そのこえる金額（A-B）に、変更前の用途に対する指定期間(N)から既に変更前の用途に供した期間(n)（注1）を控除した残存期間(N-n)と変更前の用途に対する指定期間(N)との比 $\frac{N-n}{N}$ を乗じて得た金額(x)（月割計算とする。）を徴するものとし、（注2）、当該金額が納入されたときに承認があつたものとする。

(注1) 既に変更前の用途に供した期間(n)は、指定期日から指定用途の変更を承認することと決定した日までとし、当該期間に1月未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(注2) 算式をもつて示せば、次のとおりである。

$$X = (A - B) \times \frac{N - n}{N}$$

(4) (1)の本文により指定用途の変更を承認する場合の指定期日は、2に準じて定めるものとし、その指定期間は、指定期日を始期として、変更前の用途に対する指定期間から既に変更前の用途に供した期間を控除した残存期間とする。

6. 指定用途の解除の承認等

(1) 相手方から指定用途の解除について申請書の提出があつた場合には、その事由が次の各号の一に該当し、かつ、真にやむを得ないと認める場合に限り、用途指定財産の全部又は一部にかかる指定用途の解除を承認することができる。ただし、譲与した財産で既に用途に供した期間が7年未満のものについては、指定用途の解除を承認することなく、原則として当該財産を原状に回復させたりえ返還を受けるものとする。

イ 不可抗力又は過失によつて用途指定財産が滅失又はき損し、引き続きその用に供することが著しく困難又は不可能であるとき。

ロ 用途指定財産を国の事務又は事業の用に供しなければならないとき。

ハ 社会経済情勢の著しい変化、代替施設の設置、企業の合理化等により用途指定財産を引き続きその用に供することが真に困難又は不適当ななつたとき。

(2) (1)により指定用途の解除を承認し、又は譲与した財産の返還を受ける場合において当該事案が本省において用途を指定することを指示し、又は承認したものであるときは、本省の承認を受けなければならない。

(3) (1)の本文により指定用途の解除を承認する場合には5の(3)の規定を準用するものとする。(注)。ただし、(1)のイ

のうち不可抗力によると認める事由により滅失又はき損した財産にかかる部分については、この限りでない。

(注) 算式をもつて示せば、次のとおりである。

$$X = (C - B) \times \frac{N - n}{N}$$

X = 徴すべき金額

C = 用途を指定しないで処分する場合の価額

B = 指定用途に供するものとして処分する場合の価額

N = 指定期間

n = 既に指定用途に供した期間

7. 所有権の移転又は財産引渡の日から指定期間満了の日までの違反に対する措置

(1) 指定期日が到来しても、相手方が指定用途に供さなかつた場合には、違約金を徴するとともに、30日以内の期間において定める期日までに指定用途に供しないときは、契約を解除する旨を附記して指定用途に供すべきことを督促するものとする。

(2) (1)の督促にもかかわらず、その期日を経過してもなお相手方が指定用途に供さなかつたときは、契約を解除するものとする。

(3) (1)及び(2)の場合において不可抗力その他のやむを得ない事由があると認めるときは、違約金を徴せず、又は契約を解除しないで、指定期日を延期することができるものとする。この場合の指定期日の延期については、4のただし書を準用する。

(4) 転売、贈与等により用途指定財産の所有権を才三者に移転したときは、違約金を徴するとともに契約を解除するものとする。

(5) 転貸(売払又は譲与した財産を貸付する場合等を含む。以下同じ。)し、又は5の承認を得ないで指定用途を変更したときは、違約金を徴するとともに、相手方に対して、相当期間において定める期日までに指定用途に供さないときは契約を解除する旨を附記して、指定用途に供すべきこ

とを督促するものとする。

- (6) (5)の場合において、相当期間経過後もなお指定用途に供さないときは、契約を解除するものとする。
- (7) (4)、(5)及び(6)の場合において不可抗力その他真にやむを得ない事由があると認めるときは、違約金を徴せず、又は契約を解除しないで、指定用途の変更又は解除を承認することができるものとする。この場合の指定用途の変更又は解除については、5の(3)又は6の(3)の規定を準用する。
- (8) (1)、(4)及び(5)以外の場合で用途指定財産を指定用途に供していないときは、(5)、(6)及び(7)に準じて処理するものとする。
- (9) (4)、(6)及び(8)の場合において、契約解除の実効がないと認めるときは、契約を解除することなく特別違約金のみを徴するものとする。

8. 違約金の性質及びその算定基準

- (1) 7の(9)以外の違約金は違約罰として徴し、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- (2) 7の(9)以外の違約金の額は、次の各号の一に該当するときは当該各号に定める基準によつて算出する額とする。
- イ 7の(4)の場合は、用途指定財産の契約締結時の時価の3割に相当する金額と、当該財産の転売等の価額が契約解除時の時価に相当する金額をこえるときは、その差額に相当する金額との合計額
- ロ 7の(5)のうち転貸した場合及び承認を得ないで指定用途を変更したもののうち特に悪質と認められる場合は、用途指定財産の契約締結時の時価の3割に相当する金額
- ハ 7の(1)、7の(5)のうち承認を得ないで指定用途を変更したもので特に悪質と認められないもの、7の(8)及び10の場合は、用途指定財産の契約締結時の時価の1割に相当する金額
- (3) 7の(9)の特別違約金の額は、次の各号の一に該当するときは当該各号に定める基準によつて算出した額とする。ただし、すでに(2)の違約金を徴したときは、その違約金の額を当該算出額から控除した額とする。

- イ 減額しない売払にあつては、用途指定財産の契約締結時の時価の3割に相当する金額と、当該財産の違反時の時価に相当する金額、特別違約金を徴することと決定した時の時価に相当する金額又は転売等の価額のうちもつとも高い金額が契約締結時の時価を上廻るときは、その差額との合計額
- ロ 減額売払にあつては、減額した金額とイを準用して算定した金額との合計額
- ハ 譲与にあつては、用途指定財産の契約締結時の時価に相当する金額とイを準用して算定した金額との合計額

9. 契約解除に伴う原状回復及び損害賠償の請求等

(1) 売払又は譲与の場合

- イ 売払又は譲与した財産を期日及び場所を指定して原状に回復させたいと、返還を受けるとともに、当該財産の所有権移転の日から返還を受ける日までの期間について、当該財産の使用料相当額として契約締結時の時価に契約締結時における標準貸付料算出のための乗率及び当該期間を乗じて得た金額を請求するものとする。
- ロ 売払又は譲与した財産の一部が滅失若しくはき損した場合又は一部を転売した場合等であつて、現状にて返還を受けることが適当と認めるときは、期日及び場所を指定して当該財産を現状において返還を受けるとともに、滅失き損又は転売等による当該財産の減損額（契約解除時の時価による）に相当する金額と当該財産の使用料相当額として、イを準用して算定した金額との合計額を原状回復として請求するものとする。
- ハ 売払又は譲与した財産の返還が受けられない場合は、当該財産の契約解除時の時価に相当する金額と当該財産の所有権移転の日から当該金額の返還を受ける日までの期間についてイを準用して算定した金額との合計額を原状回復として請求するものとする。
- ニ ロ及びハの場合において、売払又は譲与した財産の全部又は一部の返還が受けられない事由が不可抗力による滅失又はき損に基くものであるときは、当該滅失き損時

以後の当該滅失き損部分に対する使用料相当額は徴しないものとする。

ホ 相手方の責に帰する事由により国に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として請求するものとする。

ヘ 相手方が原状回復義務を履行したときは、既納の売払代金（延納売払の場合には、既納の延納利息を含む。以下同じ。）は、相手方に返還するものとし、返還する売払代金には利息を附さないものとする。

ト ヘにより返還する売払代金は、8の違約金並びにイからハまでの原状回復及びホの損害賠償として相手方が支払うべき金額の全部又は一部と相殺するものとする。

チ 売払又は譲与した財産に相手方が支出した改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があつても、それらの費用の償還請求権は放棄させるものとする。

(2) 貸付の場合

イ 貸付財産は、現状において返還を受けるものとする。

ただし、相手方が当該財産に附属せしめたものがあるときは、相手方をしてこれを撤去させることはさしつかえない。

ロ 相手方の責に帰する事由により貸付財産の全部又は一部が滅失又はき損したときは当該滅失き損による当該財産の損害額に相当する金額を損害賠償として請求するものとする。ただし、当該財産を修復して返還した場合及び当該滅失き損により国に損害保険金が支払われて国の損害額の全部が補てんされた場合は、この限りでない。

ハ 減額貸付の場合においては、用途指定違反の日から当該財産の返還を受ける日までの期間について、貸付料の減額した部分に相当する金額、無償貸付の場合においては、用途指定違反の日から当該財産の返還を受ける日までの期間について当該財産の貸付料相当額として(1)のイに準じて、算出した金額を損害賠償として請求するものとする。

ニ 以上のほか、相手方の責に帰する事由により国に損害

が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として請求するものとする。

ホ 貸付財産に相手方が支出した改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があつても、それらの費用の償還請求権は放棄させるものとする。

10. 実地調査等

指定期間が満了するときまで、用途指定財産について随時実地に監査し、又は所要の報告を求めるものとする。この場合、相手方がその監査を拒み、妨げ又は報告を怠つたときは、8の(2)のハの違約金を徴するとともに、特に必要ありと認めるときは、契約を解除するものとする。

11. 本省の承認

やむを得ない特殊事情により本処理要領によることが著しく困難な場合においては、処理案に詳細な理由を附して本省の承認を求めるものとする。

12. 用途指定財産台帳

用途指定財産台帳については、昭和28年6月10日付蔵管才2152号「用途指定財産台帳について」通達によるものとする。

用途指定違反等に対する違約金一覽表

区 分	違 約 金 の 内 容	督促及び契約解除等の措置	契約解除の実効がないと認められる場合の特例 違約金のみを徴する場合は特別 違約金 (7の9)
1. 転売、贈与等により所有権を第三者に移転したとき (7の4)	契約締結時の時価の3割に相当する金額と転売の時価をこえるときはその差額との合計額 (8の2のイ)	契約の解除 (7の4)	1. 時価売払の場合 (8の3のイ) 違反時の時価、特別違約金をと徴することと時価又は転売時価のいずれか高い金額 契約締結時の時価の3割 +
2. 転貸(売払又は譲与した財産を貸付する場合を含む。)及び悪質な指定用途の無承認変更 (7の5)	契約締結時の時価の3割に相当する金額 (8の2のロ)	相当期間を定めて指定用途に供することと督促し、なお指定用途に供しないときは契約の解除 (7の5) 及び (6)	一 契約締結時の時価額 (A) 2. 減額売払の場合 (8の3のロ) (A) + 減額した金額
3. 悪質な指定用途の無承認変更 (7の5) 指定期日違反 (7の1) 専地調査拒否、妨害及び報告怠ったもの (10)	契約締結時の時価の1割に相当する金額 (8の2のハ)	同上 (7の5) 及び (6)	3. 譲与の場合 (8の3のハ) (A) + 契約締結時の時価額
4. その他 (7の8)	同上 (8の2のハ)	同上 (7の8)	

蔵管第2200号
昭和33年8月5日

各財務局長殿

大蔵省管財局長 賀屋 正雄

普通財産の管理処分にかかる契約書の標準書式について

普通財産の管理処分に際して作成すべき契約書のうち、基本的かつ典型的と認められるものについて、別紙(甲)のとおり「普通財産の管理処分にかかる契約書の標準書式」を定め、その取扱については、別紙(乙)のとおり「普通財産の管理処分にかかる契約書の標準書式の取扱要領」によることとしたから、下記事項参照のうえ、事務処理の適正を期せられたい。

記

1. 契約締結に際し、処理目的、処理財産の態様その他の理由に基き標準書式をそのまま適用することが適当でない認められるときは、所要の事項を追加訂正することは妨げないが、標準書式に定められている内容は、必要最少限度のものであるから、これを消除し、又は改変することによって相手方に対する条件を緩和しようとするときは、その管理処分権限が財務局長に委任されている案件であつても、異例に属する取扱として大蔵大臣の承認を得なければならない。
2. 本通達に示された標準書式を適用し得ない管理処分方式(たとえば、用途を指定した減額貸付)にあつては、関係標準書式(たとえば、第4号書式及び第7号様式)を参照して所要の契約書を作成するものとする。

別紙(甲)

普通財産管理処分にかかる契約書の標準書式
目 次

- 1 第1号書式 (代金即納売払用)
- 2 第2号書式 (代表延納売払用)
- 3 第3号書式 (解体撤去を条件とする売払用)
- 4 第4号書式 (用途指定減額売払用)
- 5 第5号書式 (用途指定譲与用)
- 6 第6号書式 (不動産交換用)
- 7 第7号書式 (有償貸付用)
- 8 第8号書式 (用途指定無償貸付用)

(第1号書式)

国有財産売買契約書

収入
印紙

売出人国(以下「甲」という。)と買受人某(以下「乙」という。)
とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
			別紙のとおり

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円(内訳は、別紙のとおり)とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を附さないものとする。

(代金の支払)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入告知書により昭和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の囑託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時乙に移転するものとする。

2 乙は、前項により売買物件の所有権が移転した後 日以内に、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。この場合の登録税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から 日以内に両者の定める日に、当該物件をその所在する場所において

乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受については、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件がその責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は、本契約締結後売買物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の還付)

第9条 甲は、乙が第5条及び第7条第2項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第4条第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(保証金の国庫帰属)

第10条 甲は、乙が第5条及び第7条第2項に定める義務を履行しないときは、第4条第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第13条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

才14条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

才15条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

売 払 人 国
 契約担当者 〇〇財務局長
 買 受 人 住 所
 氏 名

以上

別紙

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	価額

(才2号書式)

国有財産売買契約書

収 入
 印 紙

売払人国(以下「甲」という。)と買受人某(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

才1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

才2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
			内訳別紙才1のとおり

(売買代金)

才3条 売買代金は、金 円(内訳は、別紙才1のとおり)とする。

(契約保証金)

才4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、才23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 才1項の契約保証金には、利息を附さないものとする。

(即納金の支払)

才5条 乙は、売買代金のうち即納金として金 円を、甲の発行する納入告知書により昭和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

(延納の特約)

才6条 甲乙両者は、売買代金から前条の即納金を差し引いた金額金 円について、年 分 厘の利息を附し、かつ、才1.1条から才1.3条までの条項及び次の表に掲げるところによつて、延納の特約をする。

区分	納付金額	延納利息	合計金額	納付期日	延納利息計算期間
延納才 1回	円	円	円	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
延納才 2回				昭和 年 月 日	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
延納才 3回				昭和 年 月 日	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
~~~~~					
延納才 回				昭和 年 月 日	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
計					

2 乙は、前項に定める表の各欄に掲げる合計金額を、当該各欄に掲げる納付期日までに、甲の発行する納入告知書により甲に支払わなければならない。

3 甲は、乙から才1項に定める表の各欄に掲げる納付金額を、当該各欄に掲げる納付期日前に支払う旨の書面による申請があつたときは、納付期日を繰り上げ、当該納付金額にかかる当該繰上期間に対応する延納利息額を減額することができる。ただし、当該繰上期間が1月未満であるときは、当該繰上期間に対応する延納利息額は、減額しないものとする。

(保険金による延納代金等の充当)

才7条 保険事故が発生し、才13条に定める保険契約に基づき、甲に保険金が支払われた場合においては、乙の未納にかかる納付金額と当該納付金額に対して充当する日まで附すべき延納利息(延滞金を含む。)との合計額は、当該保険金をもつて充当するものとし、残余の保険金額は、乙に返還するものとする。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

才8条 売買物件の所有権は、乙が即納金を完納した時乙に移転するものとする。

2 乙は、前項により売買物件の所有権が移転した後 日以内に、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、

甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡)

才9条 甲は、前条才1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転し、かつ、才11条に定める担保の提供があつた日から 日以内で両者の定める日に、当該物件をその所在する場所において引き渡し、乙は、当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受については、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担等)

才10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件がその責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は、本契約締結後売買物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(担保の提供)

才11条 乙は、売買物件の延納代金及び延納利息の担保として、甲のために別紙才2に掲げる財産について本契約締結後 日以内に抵当権を設定するとともに、その設定登記について甲に協力し、かつ、その登録税を負担するものとする。

(増担保等)

才12条 甲が、前条の規定により担保として提供を受けた財産の価額が減少したと認めて、乙に増担保又は代担保の提供を請求したときは、乙は、遅滞なく甲の認める財産を増担保又は代担保として提供しなければならない。

2 乙は、担保物に対して才三者が訴訟を提起した場合は、その旨甲に通知するとともに、甲の請求があつたときは、



遅滞なく代担保を提供しなければならない。

(担保物の附保)

才13条 乙は、才11条及び才12条の規定により担保として提供する財産のうち別紙才3に掲げるものについては、あらかじめ、自己の負担において甲の指定する金額を保険金額とし、乙を被保険者とする甲の指定する損害保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、前項の保険契約にかかる保険金請求権を甲に譲渡し確定日附ある証書をもつてその旨保険者に通知するとともに、本契約締結後 日以内にその保険証券を甲に提出しなければならない。

3 乙は、延納期間中才1項に定める保険契約を継続しなければならない。

(担保価値の変動通知)

才14条 乙は、担保物について担保価値に変動を及ぼすと認められる事実上又は法律上の行為をしようとするときは、あらかじめその内容を甲に通知しなければならない。

(担保の一部解除)

才15条 甲は、乙が才6条才1項に定める表に掲げる合計金額を支払った後、担保の一部の解除を申し出た場合において適当であると認めるときは、担保の一部を解除することができる。

(延納特約の解除)

才16条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、延納の特約を解除するものとする。

(1) 乙における売買物件の管理が適当でないとき。

(2) 各年における納付金額と延納利息との合計金額が、売買物件の当該年の見積貸付料の額に満たなくなつたとき。

2 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、延納の特約を解除し、又はその特約を変更することができる。

(1) 乙について、差押、仮差押若しくは仮処分申請又は和議開始の申立があつたとき。

(2) 乙が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(3) 乙について相続の開始があつた場合において、相続人

が限定承認をするとき。

(4) 乙において、別紙才2に掲げる担保物件を侵害すべき行為があつたとき。

(5) 乙が、才11条から才13条まで及び才20条に定める義務に違反したとき。

(6) 才6条才1項に定める表の各欄に掲げる合計金額を、当該各欄に定める納付期日までに支払わなかつた場合において甲が必要と認めるとき。

3 甲が、前2項の規定により延納の特約を解除したときは、乙は、未納の納付金額と当該金額に対して解除の日までに附すべき延納利息との合計額を一時に甲に支払わなければならない。

4 才2項才1号から才3号までに該当するときは、乙は、遅滞なく甲にその旨報告しなければならない。

5 甲は才1項及び才2項の規定により延納の特約を解除したときは、乙が才3項の金額の支払が完了する時まで担保の解除をしないものとする。

(延滞金の徴収)

才17条 乙は、才6条才1項に掲げる表の各欄に定める合計金額を当該各欄に定める納付期日(才6条才3項の規定により、納付期日を繰り上げたときは、その期日)までに、又は前条才3項により納付すべき金額を甲の指定する期日までに支払わなかつたときは、その期日の翌日から支払つた日まで延滞金として日歩4銭の割合で計算した金額を、甲に支払わなければならない。

(保証金の還付)

才18条 甲は、乙が才5条、才9条才2項、才11条並びに才13条才1項及び才2項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく才4条才1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(保証金の国庫帰属)

才19条 甲は、乙が才5条、才9条才2項、才11条並びに才13条才1項及び才2項に定める義務を履行しないときは、才4条才1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。



(実地調査等)

才20条 甲は、才6条才1項に定める債権の保全上必要があると認められるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(契約の解除)

才21条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

才22条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、次の各号に定めるところによりその原状回復義務を履行しなければならない。

- (1) 売買物件を原状に回復して甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、当該物件の所有権の移転の日から当該物件を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額として才3条に定める売買代金に、土地にあつては年分、建物にあつては年分、機械にあつては年分を乗じて得た金額を甲に支払うこと。
- (2) 契約解除前に売買物件の一部が滅失若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに指定する場所において返還し、かつ、滅失き損又は転売等による当該物件の減損額に相当する金額(契約解除時における時価による。)と当該物件の使用料相当額として才1号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。
- (3) 売買物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除時の時価に相当する金額と当該物件の所有権移転の日から当該金額を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額として才1号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

(4) 甲は、前2号の場合において、売買物件の全部又は一部の返還が受けられない事由が不可抗力による滅失又はき損に基くものであると認めるときは、当該滅失き損時以後の当該滅失き損部分に対する使用料相当額を免除することができる。

2 乙は、前項才1号及び才2号の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

才23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

才24条 乙は、才21条の規定により本契約を解除された場合において、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金及びその利息)

才25条 甲は、本契約を解除したときは、収納済の売買代金及び延納利息を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には利息を附さないものとする。

(収納済の延滞金の不返還)

才26条 甲は、本契約を解除したときは、収納済の延滞金を乙に返還しないものとする。

(返還金の相殺)

才27条 甲は、才25条の規定により売買代金等を返還する場合において、乙が才17条に定める延滞金、才22条に定める原状回復又は才23条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

才28条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

才29条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定



めるものとする。

(裁判管轄)

オ30条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

売 払 人

契約担当官

買 受 人

国

〇〇財務局長

住 所

氏 名

以上

別紙 オ1

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	価額

別紙 オ2

所在地	担保物件の種類	区分	種目	構造	数量	価額

別紙 オ3

所在地	担保物件の種類	区分	種目	構造	数量	価額

(オ3号書式)

### 国有財産売買契約書

収 入  
印 紙

売払人国(以下「甲」という。)と買受人某(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

オ1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

オ2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
			内訳別紙オ1のとおり

(売買代金)

オ3条 売買代金は、金 円(内訳は、別紙オ1のとおり)とする。

(契約保証金)



オ4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金  
円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、オ15条に定める損害賠償額の予  
定又はその一部と解釈しないものとする。

3 オ1項の契約保証金には、利息を附さないものとする。  
(代金の支払)

オ5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入告知書により昭  
和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。  
(所有権の移転)

オ6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時乙に  
移転するものとする。  
(売買物件の引渡)

オ7条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から 日以内  
で両者の定める日に、当該物件をその所在する場所において  
乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領証を甲に提出するもの  
とする。

2 乙は、売買物件の引受について、甲の指示に従わなけれ  
ばならない。

(解体及び撤去並びに跡地の整理)

オ8条 乙は、売買物件を昭和 年 月 日までに解体  
し、甲の指定する地域外に撤去するとともに、その跡地の整  
理を完了しなければならない。

2 乙は、前項の実施に当っては、別紙オ2の仕様書に定め  
るところにより行わなければならない。

(危険負担等)

オ9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の所有権移転の時  
までにおいて当該物件がその責に帰することのできない事由  
により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免  
を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の  
時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰すること  
のできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の  
減免の請求をすることができないものとする。

2 乙は、本契約締結後売買物件に数量の不足その他かくれ  
た瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは

損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものと  
する。

(実地調査等)

オ10条 甲は、解体及び撤去並びに跡地の整理が完了する時  
まで、売買物件について随時実地に調査し、又は所要の報告  
を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、  
妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(保証金の還付)

オ11条 甲は、乙がオ5条、オ7条オ2項、オ8条及びオ10  
条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく  
オ4条オ1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。  
(保証金の国庫帰属)

オ12条 甲は、乙がオ5条、オ7条オ2項、オ8条及びオ10  
条に定める義務を履行しないときは、オ4条オ1項に定める  
契約保証金の全部又は一部を国庫に帰属させることができる。  
(契約解除)

オ13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、  
本契約を解除することができる。  
(原状回復)

オ14条 乙は、前条の規定により本契約を解除された場合に  
は、売買物件を甲の指定する期日までに現状において甲に返  
還するとともに、当該物件を組成していた素材のうち返還で  
きない部分がある場合には当該素材価額相当額をあわせて返  
還し、かつ、当該物件の所有権の移転の日から当該物件等を  
返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額と  
して当該物件の契約締結時の時価に、土地にあつては年 分、  
建物にあつては年 分、機械にあつては年 分を乗じて得た  
金額を甲に支払わなければならない。

2 甲は、前項の場合において、売買物件の全部又は一部が  
不可抗力により滅失又はき損したものであると認めるとき  
は、当該滅失き損時以後の当該滅失き損部分に対する使用  
料相当額を免除することができる。

3 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合には、収  
納済の売買代金を乙に返還するものとする。



4 前項の返還金には利息を附さないものとする。

(損害賠償)

才15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

才16条 甲は、才14条才3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が才14条才1項に定める原状回復又は才15条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

才17条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

才18条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

才19条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のええ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

売 払 人

国

契約担当官

〇〇財務局長

買 受 人

住 所

氏 名

以上

別紙 才1

所在地 (旧口座名)	区分	種目	構造	数量	評価額	素材価額	解体費等 控除額	売買代金

別紙 才2

解体及び撤去並びに跡地整理工事仕様書

本工事は、図示及び下記により敷地内に所在する指示の物件を解体及び撤去し、その跡地の整地清掃をなすものとする。

記

1 仮設工事

本工事の施行に当り、詰所、飯場及び置場等(これらに附随する設備を含む。)の設置を必要とする場合は、あらかじめ、甲の承認を受けるものとし、これに要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、乙は、甲の承認を受けたうえこれに替るべき国有物件を本工事施行に必要な期間使用をすることができる。

2 解体及び撤去物件の範囲、構造及び数量

所在地	区 分	構 造	数 量	摘 要
	建物工作	コンクリート造	延 坪	
	物及び	練 瓦 造		
	その残在	石 造		
	基 礎			
	建物、工			
	作物の床			
	雑 草			

3 撤去作業



- (1) 上記撤去物件のうち建物、工作物等の残存基礎、床等は、現地盤との接地線から1尺下りの当該構成部分までを撤去（必要に応じて解体撤去）するものとする。
  - (2) 上記解体撤去工事に当り、火薬等による爆破を行う場合は、乙において災害防止に留意し、必要に応じ適切な予防措置を講ずるとともに、あらかじめ甲の承認を得て実施するものとする。
  - (3) (1)及び(2)の作業によつて生じた凸凹は、その周辺の現在地盤と馴染よく平坦に鋤取土をもつて埋めもどすものとする。
  - (4) (1)の解体撤去の範囲の基準となる現在地盤が部分的に高低のある場合は、大局的に見た現在地盤高とし、これが具体的決定については、甲の指示に従うものとする。
  - (5) (1)の撤去に当り、現地盤線下1尺よりも深く撤去を希望する場合及び2に掲げる撤去物件以外の物件の撤去を希望する場合は、あらかじめ、甲乙承認を受けなければならない。この場合撤去物件の跡地の整理は、甲の指示に従うものとし、かつ、売買代金の減額及び工事期間の延長等を要求してはならない。
  - (6) 本敷地内（地上、地下を含む。）に所在する物件にして2に掲げる物件以外の物件（ただし、(5)に定めるものを除く。）は、すべて撤去してはならない。
- 4 本工事の施行に当り2に掲げる物件以外の物件を滅失又はき損した場合は、甲の指示に従つて原状に回復し、又は損害の賠償をしなければならない。
  - 5 本工事完成後は1により敷地内に設置した仮設物件を撤去し、敷地内全体の清掃をなすものとする。
  - 6 以上の外本工事の実施に当り、疑義あるときは、甲の指示を求めること。

(オ4号書式)

国有財産売買契約書

収入  
印紙

売出人国（以下「甲」という。）と買受人某（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

オ1条 甲乙両者は、信義を重じ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（減額売払）

オ2条 甲は、法（ 年法律オ 号）オ 条の規定に基づき、オ3条に掲げる物件を乙に減額して売り払うものとする。

（売買物件）

オ3条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
			内訳別紙のとおり

（売買代金）

オ4条 売買代金は、金 円（内訳は、別紙のとおり）とする。

（契約保証金）

オ5条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、オ21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 オ1項の契約保証金には、利息を附さないものとする。

（代金の支払）

オ6条 乙は、売買代金を甲の発行する納入告知書により昭和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の囑託）

オ7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時乙に移転するものとする。



2 乙は、前項により売買物件の所有権が移転した後 日以内に、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。この場合の登録税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡)

オ8条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から 日以内で両者の定める日に、当該物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受については、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担等)

オ9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて当該物件がその責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免の請求をすることができないものとする。

2 乙は、本契約締結後売買物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の還付)

オ10条 甲は、乙がオ6条及びオ8条オ2項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なくオ5条オ1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(保証金の国庫帰属)

オ11条 甲は、乙がオ6条及びオ8条オ2項に定める義務を履行しないときは、オ5条オ1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

(用途指定)

オ12条 乙は、直接売買物件を 用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

(指定用途に供すべき始期)

オ13条 乙は、売買物件を昭和 年 月 日までに指定用途に供しなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

オ14条 乙は、売買物件を前条に定める期日(オ15条の規定により前条の指定する期日を延期するときには、その期日)から 年間引き続き指定用途に供しなければならない。

2 前項に定める期間中に不可抗力その他真にやむを得ない事由により一定期間売買物件を指定用途に供することができなくなつた場合には、当該一定期間だけ前項に定める期間を延長するものとする。

(指定期日又は指定用途の変更の承認等)

オ15条 乙は、不可抗力による売買物件の滅失き損その他真にやむを得ない事由により、オ12条に定める指定用途の変更若しくは解除、オ13条に定める指定期日の変更又はオ14条に定める期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由を付した書面をもつて甲の承認を求めなければならない。

2 甲は、前項の規定による乙の申請を承認しようとする場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める金額を、乙に請求することができるものとする。

(1) 指定用途を変更する場合で、売買物件を変更後の用途に供するものとして処分する場合の価額が、従前の用途を指定して処分する場合の価額(いずれも指定用途の変更時の価額とする。)をこえるときは、そのこえる金額の範囲内の金額

(2) 指定用途を解除する場合で、売買物件の用途を指定しないで処分する場合の価額が、従前の用途を指定して処分する場合の価額(いずれも指定用途の解除時の価額とする。)をこえるときは、そのこえる金額の範囲内の金額

3 オ1項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

(売買物件の譲渡の禁止等)



才16条 乙は、売買物件を取得した日から才14条に定める期間満了の日までの間において、その所有権を才三者に移転し、又はその物件を御三者に貸し付けてはならない。

2 乙は、売買物件を担保に供したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

才17条 甲は、才14条に定める期間が満了するときまで、売買物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(違約金)

才18条 乙は、才12条から才14条まで、才16条才1項及び才17条に定める義務に違反した場合において、その違反が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するにいたつた事由が、乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 才16条才1項に定める義務に違反して売買物件の所有権を才三者に移転したため、甲が本契約を解除する場合には金 円と、当該物件の転売等の価額が当該物件の契約解除時の時価に相当する金額をこえるときは、その差額との合計額

(2) 才15条才1項に定める義務に違反して甲の承認を得ないで売買物件を指定用途以外の用途に供したもので甲が特に悪質と認める場合及び才16条才1項に定める義務に違反して当該物件を才三者に貸し付けた場合には金 円

(3) 才13条及び才17条に定める義務に違反した場合並びに才15条才1項に定める義務に違反したもののうち、前号以外の場合には、金 円

2 前項の違約金は、才21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

才19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、

本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

才20条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、次の各号の定めるところによりその原状回復義務を履行しなければならない。

(1) 売買物件を原状に回復して甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、当該物件の所有権移転の日から当該物件を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額として契約締結時の時価に土地にあつては年分、建物にあつては年分、機械にあつては年分を乗じて得た金額を甲に支払うこと。

(2) 契約解除前に売買物件の一部が滅失若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、滅失き損又は転売等による当該物件の減損額に相当する金額(契約解除時における時価による。)と当該物件の使用料相当額として才1号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

(3) 売買物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除時の時価に相当する金額と当該物件の所有権移転の日から当該金額を返還する日までの期間について当該物件の使用料相当額として才1号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

(4) 甲は、前2号の場合において、売買物件の全部又は一部の返還が受けられない事由が不可抗力による滅失又はき損に基くものであると認めるときは、当該滅失き損時以後の当該滅失き損部分に対する使用料相当額を免除することができる。

2 乙は、前項才1号及び才2号の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

才21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損



害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

才22条 乙は、才19条の規定により本契約を解除された場合において、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金及びその利息)

才23条 甲は、本契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には利息を附さないものとする。

(返還金の相殺)

才24条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が才18条に定める違約金、才20条に定める原状回復又は才21条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(特則)

才25条 乙が、才12条から才14条まで、才16条才1項及び才17条に定める義務に違反したため、甲が本契約を解除すべき場合において、甲が才19条の規定により契約を解除することが適当でないとき、乙は、金 円と、売買物件の違反時の時価に相当する金額、本条の特別違約金を徴することと決定した時の時価に相当する金額又は転売等の価額のうちもつとも高い金額が売買代金をこえるときは、その差額との合計額を特別違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がすでに才18条に定める違約金を支払つたときは、その違約金の額を前項の特別違約金の額から控除するものとする。

(契約の費用)

才26条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

才27条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定

めるものとする。

(裁判管轄)

才28条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

売 払 人

国

契約担当官

〇〇財務局長

買 受 人

住 所

氏 名

以上

別紙

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	減額前の 評価額 (時価)	売買 代金
				⋮		
				⋮		
				⋮		
				⋮		

(才5号書式)

### 国有財産譲与契約書

収 入  
印 紙

譲与人国(以下「甲」という。)と譲受人某(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の譲与契約を締結する。

(信義誠実の義務)

才1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(譲与契約)



オ2条 甲は、法（ 年法律オ 号）オ 条の規定  
に基づき、オ3条に掲げる物件を乙に譲与するものとする。

（譲与物件）

オ3条 譲与物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
			内訳別紙のとおり

（所有権の移転及び登記の嘱託）

オ4条 譲与物件の所有権は、本契約締結と同時に乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後 日以内に、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録税は乙の負担とする。

（譲与物件の引渡）

オ5条 甲は、昭和 年 月 日に譲与物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、譲与物件の引受については、甲の指示に従わなければならない。

（瑕疵担保）

オ6条 乙は、本契約締結後譲与物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても甲に対して損害の賠償を請求できないものとする。

（用途指定）

オ7条 乙は、直接譲与物件を の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（指定用途に供すべき始期）

オ8条 乙は、譲与物件を昭和 年 月 日までに指定用途に供しなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

オ9条 乙は、譲与物件を前条に定める期日（オ10条の規定により前条の指定する期日を延期したときは、その期日）から 年間引き続き指定用途に供しなければならない。

2 前項に定める期間中に不可抗力その他真にやむを得ない事由により一定期間譲与物件を指定用途に供することができなくなつた場合には、当該一定期間だけ前項に定める期間を延長するものとする。

（指定期日の変更の承認等）

オ10条 乙は、不可抗力その他真にやむを得ない事由により、オ8条に定める指定期日の変更又はオ9条に定める期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を附した書面をもつて、甲の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

（指定用途の変更の承認等）

オ11条 乙は、不可抗力による譲与物件の滅失又はき損その他真にやむを得ない事由により、オ7条に定める指定用途の変更又は解除を必要とするときは、事前に詳細な理由を附した書面をもつて、甲の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による乙の申請があつた場合において、当該申請を承認することが不適當であると認めて甲が譲与物件の返還の請求をしたときは、乙は、当該物件を原状に回復して甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。ただし、甲が認めるときは、現状において返還することを妨げない。

3 甲は、オ1項の規定による乙の申請を承認しようとする場合において、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める金額を乙に請求することができるものとする。

(1) 指定用途を変更する場合は、譲与物件を変更後の用途に供するものとして処分する場合の価額（指定用途の変



更時の価額とする。)の範囲内の金額

(2) 指定用途を解除する場合は、譲与物件を用途を指定しないで処分する場合の価額(指定用途の解除時の価額とする。)の範囲内の金額

4 第1項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

(譲与物件の譲渡の禁止等)

オ12条 乙は、譲与物件を取得した日からオ9条に定める期間満了の日までの間において、その所有権をオ三者に移転し、又はその物件をオ三者に貸し付けてはならない。

2 乙は、譲与物件を担保に供したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

オ13条 甲は、オ9条に定める期間が満了する時まで、譲与物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(違約金)

オ14条 乙は、オ8条、オ9条、オ11条オ1項、オ12条オ1項及びオ13条に定める義務に違反した場合において、その違反が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するにいたつた事由が、乙の責に帰することのできないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) オ12条オ1項に定める義務に違反して譲与物件の所有権をオ三者に移転したため、甲が本契約を解除する場合には、金 円と、当該物件の転売等の価額が当該物件の契約解除時の時価に相当する金額をこえるときは、その差額との合計額

(2) オ11条オ1項に定める義務に違反して甲の承認を得ないで譲与物件を指定用途以外の用途に供したもので甲が特に悪質と認める場合及びオ12条オ1項に定める義務に違反して当該物件をオ三者に貸し付けた場合には、金 円

(3) オ8条、オ9条及びオ13条に定める義務に違反した

場合並びにオ1条オ1項に定める義務に違反したもののうち前号以外の場合には、金 円

2 前項の違約金は、オ17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

オ15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

オ16条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、次の各号に定めるところによりその原状回復義務を履行しなければならない。

(1) 譲与物件を原状に回復して甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、当該物件の所有権移転の日から当該物件を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額として契約締結時の時価に、土地にあつては年分、建物にあつては年分、機械にあつては年分を乗じて得た金額を甲に支払うこと。

(2) 契約解除前に譲与物件の一部を滅失若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還し、かつ、滅失き損又は転売等による当該物件の減損額に相当する金額(契約解除時における時価による。)と当該物件の使用料相当額としてオ1号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

(3) 譲与物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除時の時価に相当する金額と当該物件の所有権移転の日から当該金額を返還する日までの期間について、当該物件の使用料相当額としてオ1号を準用して算定した金額との合計額を甲に支払うこと。

(4) 甲は、前2号の場合において、譲与物件の全部又は一部の返還が受けられない事由が不可抗力による滅失又はき損に基くものであると認めるときは、当該滅失き損時以後の当該滅失き損部分に対する使用料相当額を免除す



ることができる。

2 乙は、前項オ1号及びオ2号の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

オ17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

オ18条 乙は、オ15条の規定により本契約を解除された場合及びオ11条の規定により譲与物件を甲に返還する場合において、当該物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

(特則)

オ19条 乙が、オ7条からオ9条まで、オ12条オ1項及びオ13条に定める義務に違反したため、甲が本契約を解除すべき場合において、甲がオ15条の規定により契約を解除することが適当でないとき、乙は、金 円と、譲与物件の違反時の時価に相当する金額、本条の特別違約金を徴することと決定した時の時価に相当する金額又は転売等の価額のうち、もつとも高い金額との合計額を特別違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がすでにオ14条の違約金を支払つたときは、その違約金の額を前項の特別違約金の額から控除するものとする。

(契約の費用)

オ20条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

オ21条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

オ22条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

譲 与 人

国

契約担当官

〇〇財務局長

譲 受 人

住 所

氏 名

以上

別紙

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	評価額 (時価)

(オ6号書式)

### 交換契約書

収 入  
印 紙

国(以下「甲」という。)と某(以下「乙」という。)とは、相互に、その所有する物件の所有権を移転する目的をもつて、次の条項により交換契約を締結する。

(信義誠実の義務)

オ1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(交換物件)

オ2条 交換する物件は、次のとおりとする。



1. 甲が交換に供する物件

所在地	区分	数量	摘要
			内訳別紙のとおり

2. 乙が交換に供する物件

所在地	区分	数量	摘要
			内訳別紙のとおり

(交換差金)

オ3条 交換差金は、金 円とする。

(契約保証金)

オ4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、オ12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 オ1項の契約保証金には、利息を附さないものとする。

(交換差金の支払)

オ5条 乙は、交換差金を、甲の発行する納入告知書により昭和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

オ6条 交換物件の所有権は、乙が前条の規定により交換差金を甲に支払った時に、それぞれ相手方に移転するものとする。

2 前項の規定により交換物件の所有権が移転した後、乙は、甲に対して 日以内に、乙の所有となつた物件の所有権の移転登記を請求するとともに、甲の所有となつた物件の所有権の移転登記の承諾書を提出するものとし、甲は、その請求及び承諾により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

する。この場合の登録税は乙の負担とする。

(物件の引渡)

オ7条 甲乙両者は、交換物件の所有権が移転した日から 日以内で両者の定める日に、相手方の所有となつた物件をその所在する場所において相互に相手方に引き渡し、物件の受領証を相手方に提出するものとする。

2 甲乙両者は、前項の規定により物件の引渡を完了する時までは、相互に善良な管理者の注意もつて、相手方の所有となつた物件を無償で保管するものとする。

(危険負担等)

オ8条 本契約締結の時から、甲乙両者が相互に交換に供する物件を引き渡す時までにおいて、当該物件が、当該物件を引き渡すべき者の責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、その損害は、それぞれ当該物件の引渡を受けるべき者の負担に帰するものとする。

2 甲乙両者は、本契約締結後において、交換物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、相互に価額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の還付)

オ9条 甲は、乙がオ5条からオ7条までに定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なくオ4条オ1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(保証金の国庫帰属)

オ10条 甲は、乙がオ5条からオ7条までに定める義務を履行しないときは、オ4条オ1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

(契約の解除)

オ11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

オ12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。



(契約の費用)

才13条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

才14条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

才15条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

契約担当官 〇〇財務局長

住 所  
氏 名

以上

別紙

甲が交換に供する物件

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	価額

乙が交換に供する物件

所在地	区分	種目	構造	数量	価額

(才7号書式)

### 国有財産有償貸付契約書

収 入  
印 紙

貸付人国(以下「甲」という。)と借受人某(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の有償貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

才1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

才2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
			内訳別紙のとおり

(使用目的)

才3条 乙は、貸付物件を申請の目的( )に従って使用しなければならない。

(貸付期間)

才4条 貸付期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

(貸付料の金額及び計算)

才5条 貸付料は、年額金 円(内訳は、別紙のとおり)とする。

2 貸付料は、1年未満の貸付期間については、貸付料年額から日割計算により算出した金額とする。

(貸付料の支払)

才6条 乙は、才4条に定める貸付期間に対応する貸付料金 円について、次に定めるところに従って、甲の発行する



納入告知書により甲に支払わなければならない。

区 分	納 付 金 額	納 付 期 日
才 1 回		年 月 日
才 2 回		年 月 日
~~~~~		
才 回		年 月 日
合 計		

2 甲は、乙が前項に定める表の各欄に掲げる納付期日までに当該各欄に定める納付金額を支払わないときは、前項の納付期日を繰り上げることができる。

(延滞金)

才7条 乙は、前条才1項に定める表の各欄に掲げる納付期日(前条才2項の規定によ納付期日を繰り上げたときは、その期日)までに当該各欄に定める納付金額を支払わないときは、その翌日から支払った日まで、延滞金として日歩4銭の割合で計算した金額を甲に支払わなければならない。

(貸付料の改訂)

才8条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(瑕疵担保等)

才9条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 乙は、貸付物件がその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損した部分につき甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(貸付物件の引渡)

才10条 甲は、本契約締結の日から 日以内で両者の定める日に、貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸付物件の引受については、甲の指示に従わなければならない。

(貸付物件の附保)

才11条 乙は、本契約締結後遅滞なく貸付物件のうちに対し、乙の負担において甲の指定する金額を保険金額とし、甲を被保険者とする甲の指定する損害保険契約を締結し、その保険証券を本契約締結の日から 日以内に、甲に提出しなければならない。

2 乙は、貸付期間中前項に定める損害保険契約を継続しなければならない。

3 乙が、前2項の義務を怠り、その間に貸付物件が火災その他の保険事故に該当すべき事故により滅失又はき損した場合は、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

才12条 乙は、甲の承認を得ないで、当該物件の賃借権を才三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

才13条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を附した書面をもつて甲の承認を求めなければならない。

3 甲は、乙から前項の承認申請があつたときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(修繕義務等)

才14条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため

支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損等の通知)

オ15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

オ16条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(貸付契約の継続)

オ17条 乙は、引き続き貸付物件の貸付を受けようとする場合は、貸付期間満了2月前までに書面をもつて甲に申請しなければならない。

(実地調査等)

オ18条 甲は、オ5条に定める債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(違約金)

オ19条 乙は、オ12条及びオ18条に定める義務に違反したときは、違約金として違反した年度の貸付料年額の1割に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、その違反するにいたつた事由が乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金は、オ22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

オ20条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公共用、公用又は甲の企業若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(貸付物件の返還)

オ21条 貸付期間が満了したとき又は甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。
(損害賠償)

オ22条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、オ16条の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が、オ20条オ2号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、又は、甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

オ23条 乙は、貸付期間が満了したとき又はオ20条オ1号の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

オ24条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

オ25条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協義のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

オ26条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

-381-

貸付人
契約担当官
借受人

国
〇〇財務局長
住所
氏名

以上

別紙

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	貸付料 年額	貸付料

(才8号書式)

収入
印紙

貸付人国(以下「甲」という。)と借受人某(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の無償貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

才1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(無償貸付)

才2条 甲は、法(年法律才 号)才 条の規定に基づき、才3条に掲げる物件を乙に無償で貸し付けるものとする。

(貸付物件)

才3条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
			内訳は別紙のとおり

(貸付期間)

才4条 貸付期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

(指定する用途)

才5条 乙は、直接貸付物件を の用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

(指定用途に供すべき始期)

才6条 乙は、貸付物件を昭和 年 月 日まで、指定用途に供しなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

才7条 乙は、貸付物件を前条に定める期日(才8条により前条の指定する期日を延期したときは、その期日)から、貸付期間満了の日まで引き続き指定用途に供しなければならない。

(指定期日又は指定用途の変更の承認等)

才8条 乙は、不可抗力による貸付物件の滅失き損その他真にやむを得ない事由により、才5条に定める指定用途の変更又は才6条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を附した書面をもつて甲の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、書面によるものとする。

(貸付物件の引渡)

才9条 甲は、昭和 年 月 日に貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸付物件の引受については、甲の指示に従わなければならない。

(貸付物件の附保)

才10条 乙は、本契約締結後遅滞なく貸付物件のうち に対し、乙の負担において甲の指定する金額を保険金額とし、甲を被保険者とする甲の指定する損害保険契約を締結し、その保険証券を本契約締結の日から 日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、貸付期間中前項に定める損害保険契約を継続しなければならない。

3 乙が前2項の義務を怠り、その間に貸付物件が火災その他の保険事故に該当すべき事故により滅失又はき損した場合は、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

才11条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を才三者に譲渡し、又は当該物件を転貸してはならない。

(使用上の制限)

才12条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を附した書面をもつて甲の承認を求めなければならない。

3 甲は、乙から前項の承認申請があつた場合においては、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(修繕義務等)

才13条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

才14条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

才15条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(契約の更新)

才16条 乙は、本契約を継続しようとする場合は、貸付期間満了2月前までに書面をもつて甲に申請しなければならない。

(実地調査等)

才17条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(違約金)

才18条 乙は、才5条から才7条まで、才11条、才12条及び才17条に定める義務に違反したときは、違約金として才2項に定める金額を甲に支払わなければならない。ただし、その該当するにいたつた事由が乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 違約金の額は、金 円とする。ただし、才8条に定める義務に違反して甲の承認を得ないで貸付物件を指定用途以外の用途に供したもので甲が特に悪質と認める場合及び才11条に定める義務に違反した場には、金 円とする。

3 前項に規定する違約金は、才21条才1項から才3項までに定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

才19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公共用、公用又は甲の企業若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(貸付物件の返還)

才20条 貸付期間が満了したとき又は甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

才21条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による

当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、才15条の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲が才19条才1号の規定により本契約を解除した場合には、乙が本契約に定める義務に違反した日から貸付物件等の返還を受ける日までの期間について、当該物件の貸付料相当額として、契約締結時の時価に土地にあつては年分、建物にあつては年分、機械にあつては年分を乗じて得た金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 甲が、才19条才2号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

才22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は才19条才1号の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

才23条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

才24条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

才25条 本契約に関する訴訟は〇〇財務局所在地を管轄する〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

貸付人

国

契約担当官

〇〇財務局長

借受人

住所

氏名

以上

別紙

所在地(旧口座名)	区分	種目	構造	数量	評価額(時価)

普通財産管理処分にかかる契約書

の標準書式の取扱要領

目次

- 1 才1号書式（代金即納売払用）取扱要領
- 2 才2号書式（代金延納売払用）取扱要領
- 3 才3号書式（解体撤去を条件とする売払用）取扱要領
- 4 才4号書式（用途指定減額売払用）取扱要領
- 5 才5号書式（用途指定譲与用）取扱要領
- 6 才6号書式（不動産交換用）取扱要領
- 7 才7号書式（有償貸付用）取扱要領
- 8 才8号書式（無償貸付用）取扱要領

才1号書式取扱要領

- 1 本書式は、売買代金即納の単純売払に使用する。
- 2 才2条（売買物件）関係
 - (1) 表の数量欄の記載は、次の例により明確に示すこと。

区 分	数 量
土 地	456坪7・8
建 物	延123坪45

- (2) 売買物件に用益的権利による制限がある場合には、その旨摘要欄に詳細に記載すること。

3 才5条（代金の支払）関係

- (1) 売買代金納付の期限は、徴収担当課係と緊密に連絡のうえ、管理処分上の要請と納入告知のための事務処理上の要請とを調整して決定すること。
- (2) 売買物件の引受及び搬出の実施等について、特に問題の起るおそれのない場合は、次のように改めることを妨げない。

- (1) 才5条才2項及び才3項として次の2項を加える。

2 乙が前項の売買代金の支払に当り、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を甲に支払ったときは、売買代金の全額の支払があつたものとする。

3 乙は、前項の規定によろうとするときは、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を甲に支払うとともに、契約保証金を売買代金に充当したい旨を表示した保管金受領証書を甲に提出しなければならない。

(ロ) 才7条才2項及び才9条を削除し、才10条の「及び才7条才2項」を削除する。

4 才6条（所有権の移転及び登記の囑託）関係

(1) 才2項の所有権の移転登記は、1月以内において、可及的すみやかに完了するよう特に留意すること。

(2) 動産のみの売払の場合には、才2項の規定が不要であるから念のため。

5 才7条（売買物件の引渡）関係

(1) 引渡は、可及的すみやかに行うよう引渡日を決定すること。

(2) 相手方から徴すべき受領証については、適宜の様式を定めるものとし、提出があつたときは、契約書に添付しておくこと。

(3) 売買物件の全部又は一部が動産の場合は、才2項の「引受」の次に「及び搬出の実施」を加えること。

(4) 才2項の規定は、跡地の整理等を含めて甲の指示に従うべきものとする趣旨であるが、跡地の整理等が特に重要な意味をもつものであるときは、これを明定すること。この場合は、才3号書式の才8条を参照のこと。

(5) 貸付から売払に移行する場合の取扱

貸付中の財産を借受人に売り払う場合にあつては、才8条以下を1条ずつ繰り下げ、才7条を次のように改めること。

（貸付料支払の特則）

才7条 乙は、本契約締結の日から売買物件の所有権移転の日の前日まで、昭和 年 月 日付の甲乙両者間の貸付契約に基く貸付料を甲に支払わなければならない。

（売買物件の引渡）

才8条 売買物件は、才6条才1項の規定によりその所有権が移転したとき乙に対し引渡があつたものとする。

6 才8条（危険負担等）関係

(1) 才1項前段は、契約締結時から所有権移転の時までにおける乙の責に帰することのできない事由による滅失又はき損の場合においては、危険は甲の負担に帰することを規定している。すなわち甲の乙に対する代金支払請求権は消滅することになる。この場合において、④甲の履行の全部が不能となつたとき及び一部不能の場合において、その一部不能が当該売買契約をなした目的達成を不能にするような性質のものであるときは、請求権の全部が消滅するが、⑤一部不能の場合で、その一部不能が上記以外のものであるとき（残部分でも売買目的を達成できるとき）は、不能となつた部分に相応するだけ請求権が縮減することになる。

なお、契約締結時から所有権移転の時までにおいて、乙の責に帰する事由により滅失又はき損した場合は、甲は請求権を失わないのであるから念のため。

(2) 才1項において、乙の損害賠償請求の禁止を特約しないのは、その原因が甲の責に帰すべきものでないから、乙に損害賠償請求権発生之余地がないことによるものであるから念のため。

(3) 才2項は、民法才565条にいわゆる「数量ヲ指示シテ売買シタル物が不足ナル場合」及び同法才570条にいわゆる「売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキ」において国は売主としての担保責任を負わない旨の特約であるから、これ以外の場合は、民法各条の示すところにより担保責任を問われることとなる。

更に、この特約は相手方の契約解除権を制限しているが、

たとえば、これらの瑕疵等のため売買の目的を達し得ない等相手方に酷に失すると認められる場合において合意による契約解除を行うことは許されるのであるから留意すること。

7 才9条（保証金の還付）関係

- (1) 上記5の(5)によるときは、本条中「及び才7条才2項」を削除することは当然である。
- (2) 上記6の(1)の④の場合は当然保証金を還付することになる。

8 才11条（契約の解除）関係

事実上相手方が代金を納付しない場合のみに限られることと思われるが、この場合原状回復義務を定めないので、代金納付がない以上所有権が移転しないので、原状回復の問題が生じないためである。

9 才13条（契約の費用）関係

契約書作成の費用と解すること。

10 才15条（裁判管轄）関係

訴訟関係事務は、財務局長権限であるので財務局所在地を管轄する地方裁判所をあらかじめ合意のうえ定めておくものである。

11 契約担当官

「〇〇財務局長」は、例示である。

12 別紙の数量欄の記載要領は、2の(1)と同様であるが、建物の数量については、建坪及び延坪の双方を明記すること。

13 契約書の各葉には必ず割印を押すこと。

14 契約書2通のうち乙が保有するものには、収入印紙の貼用を要しないが、甲が保有するものには、収入印紙を貼用し、消印削除すること。

才2号書式取扱要領

- 1 本書式は、売買代金延納の場合の単純売払に使用する。
- 2 売買代金の延納関係については、昭和27年12月22日蔵管才4774号通達「普通財産の売払代金又は交換差金の延納に関する取扱について」を参照のうえ適正を期すること。

3 才6条（延納の特約）関係

- (1) 才1項の表中延納利息計算期間欄の記載は前回分を納付すべき日（延納才1回については、即納金を納付すべき日）の翌日を始期とし、当該分の納付期日をもつて終期とすること。
- (2) 才3項の規定による乙の申請及びこれに対する甲の承認は、債権管理簿の整理等もあるので、すべて書面によること。
- (3) 才3項の規定により納付期日を繰り上げる場合において、当該回の納付金額にかかる納付期日のみを繰り上げ、他の回の納付金額にかかる納付期日は当初に定められた納付期日のままとすることを妨げないものであるから念のため。

4 才8条（所有権の移転及び登記の嘱託）関係

- (1) 延納売払の場合における売買物件の所有権の移転時は、即納金を完納し、かつ、担保の提供があつた後とすべきであるが、売買物件を担保として提供させる場合が多いと思われるので、契約書本文は、一応かかる場合を想定して規定したものである。

したがって、売買物件以外の物件及び金融機関の支払保証等を担保として提供させる場合にあつては、次のように改めること。

- (イ) 才8条才1項の「即納金を完納し」の次に「、かつ、才11条に定める担保の提供があつ」を加える。
- (ロ) 才9条才1項中「、かつ、才11条に定める担保の提供があつ」を削る。
- (2) 才2項の所有権の移転登記請求の期限及び才11条の抵当権設定の期限は、関係事務が可及的すみやかに完了するよう、実情勘案のうえ必要最少限度の日数を記入すること。

5 才11条（担保の提供）関係

- (1) 本案は、担保として抵当権が設定された場合の規定である。
- (2) 質権をもつて担保とするときは、次の規定を置くこととする。

なお、質権の対抗要件については、質物の態様により異

るからその取扱には充分の注意を払うこと。

(担保の提供)

才11条 乙は、売買代金延納の担保として、甲のために別紙才2に掲げる財産について質権を設定するとともに、当該質権の才三者に対する対抗要件を具備するための手続について甲に協力し、かつ、それに必要な費用を負担するものとする。

- (3) 国税徴収法才3条との関係もあり、先取特権をもつて充分と認められる場合は極めて少ないと思われるが、相手方が地方公共団体である場合等先取特権をもつて充分と認めるときは、次の規定を置くこととする。

(担保の提供)

才11条 甲は、売買代金延納の担保として売買物件について先取特権の保存登記をするものとし、乙は、その登録税を負担するものとする。

- (4) 金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律才3条に規定する金融機関をいう。)の支払保証をもつて担保とする場合は、次の規定を置くこととする。

(担保の提供)

才11条 乙は、売買代金延納の担保として甲のために株式会社〇〇銀行の支払保証をとりつけるものとし、その支払保証書を甲に提出するものとする。

- (5) 担保として上掲の数種のものをあわせ徴するとき、上掲の諸規定のうち所要のものを才11条の各項として定めること。

6 才12条(増担保等)関係

更地を担保として提供させる場合等において、当該更地上に建物等が建てられた場合には担保価値が減少するので、増担保又は代担保を徴する必要があるから念のため。

7 才13条(担保物の附保)関係

- (1) 甲の指定する損害保険とは、一般的には通常の火災保険を指すのであるが、担保物の事故発生予想原因が特別のものであるときは、そのための特別約款付の火災保険を指定することを考慮したものである。

- (2) 才2項の保険証券の提出は、必要最少限度の期間内に行わしめるべきことは勿論である。

- (3) 契約担当官は、保険証券を受領したときは、対抗要件を具備するために直ちに当該債券証券にその旨裏書をうけなければならない。

- (4) 担保物を附保せしめて債権保全を図るためには、保険金請求権を国に譲渡(信託的譲渡)させる方法のほか、保険金請求権について質権を設定させる方法が考えられる。この方法によるときは、保険証券の提供を受けるとともに直ちに当該保険証券にその旨裏書を受けて対抗要件を具備する必要があることは、保険金請求権の譲渡を受ける場合と同様である。

8 才14条(担保価値の変動通知)関係

本通知を受けた場合には、変動後の担保価値と乙の未納にかかる納付金額と延納利息との合計額を比較勘案のうえ、才11条の規定による増担保若しくは代担保の請求等の債権保全上有効適切な措置を講ずるものとする。

9 才16条(延納特約の解除)

- (1) 延納特約の解除は、貸付契約等の解除と同様に継続的契約の解約(告知)であり、遡及効を生ぜず、将来に向つてのみ効力を生ずるものであるから念のため。

- (2) 相手方が法人であるときは、才2項の(1)中「又は和議開始の申立」を和議開始の申立又は会社の整理開始の申請に改め、(3)を次のように改めること。

- (3) 乙が、解散するとき。

10 才21条(契約の解除)関係

本件の如き用途使定のない単純売払にあつては、所有権移転後における乙の債務不履行は結局代金債務不履行に限られるとみるべく、従つてこれに対する措置としては延納特約の解除をもつてすれば足りる場合が多いので本条以下の契約解除関係の規定は、いわば念のための規定である。

11 才22条(乙の原状回復義務)関係

- (1) 才1号の規定は売買契約解除に伴う乙の原状回復義務の原則を示すものであつて、「売買物件を原状に回復して…」

の意味は売買物件にかかる乙の法律上又は事実上の行為によつて生じた一切の結果をなかりしものとして契約締結時の原状にひきなおすことである。従つて、たとえば売買物件について抵当権を設定したような場合は、これを消滅させ、また模様替、改善等によつて物件の一部を滅失又はき損したときは、これを原状に修復することを必要とする。

物件の滅失き損の場合の物理的な原状回復は、返還後の当該物件の管理処分上特に著しい障害を来すと認められる場合にのみこれを要求することとする。(4)参照)

- (2) 才1号中使用料相当額算定の基礎を契約締結時の時価(すなわち売買代金)としたのは、事務処理上の便宜を考慮したもので、これに乗すべき料率は、契約締結時において定められている貸付料評価基準の貸付料率を採用するものとする。

なお、工作物、立木等があるときは、工作物、立木等についても、料率を明示するものとする。また売買物件中に料率の異なる機械船舶等が多数あるときは、料率を別紙に掲げることが適当である。

- (3) 10のとおり契約解除原因として、相手方の代金債務不履行がすべてであると思われ、この場合には、延納特約を解除し担保権を行使すればよいのであるから、實際上問題の起る余地はほとんどないものと考えられる。

- (4) 才2号中「甲が承認するときは……」とあるが、(1)に記したとおり返還後の管理処分に重大な支障がない限り原則として承認を与えることとし、物件の物理的原状回復を要求せず当該滅失き損に基く契約解除時の減損額を相手方にあわせ支払わせることによつて処理することとする。すなわち本号は、才1号に対する例外規定の体裁をそなえているが、実際には、一部の滅失き損は本号の取扱をもつて原則とするのであるから留意されたい。ただし、売買物件の大部分又は主たる部分が滅失又はき損したため、その本来の用に供し得ない場合等においては、才3号により処理すべきであるから念のため。

- (5) 才3号は、乙が売買物件を返還できない場合の規定であ

つて契約解除時の時価と貸付料相当額を返還せしめるものである。

売買物件の大部分又は主たる部分が滅失又はき損したためその本来の用に供し得ないときは、売買物件返還不能として本号により処理すべきである。

- 12 才2条、才5条、才9条、才10条、才18条、才28条及び才30条並びに契約担当官の項及び別紙については、才1号書式の例にならい取り扱うこと。

才3号書式取扱要領

- 1 本書式は、解体撤去を条件とする代金即納の売払に使用する。
- 2 才4条(契約保証金)関係
契約保証金の金額は、昭和31年12月7日蔵管才4,061号通達「解体、移築等を条件とする普通財産の売払について」参照のこと。
- 3 才6条(所有権の移転)関係
所有権の移転登記に関する条項規定がされていないことに留意すること。解体及び撤去の条件から当然不要であるが、同時に移転登記に応ずると転売等により契約目的の阻害されることをおそれたものである。
- 4 才8条(解体及び撤去並びに跡地の整理)関係
 - (1) 才1項の解体撤去及び跡地整理の終期は、売買物件の性質等を勘案し相当期間をおいて指定すること。
 - (2) 才2項の仕様書は、軽易な事案であつて問題発生のおそれがないと認めるときは省略してさしつかえない。
- 5 民有地上の建物等の場合の追加規定
 - (1) 民有地上の建物等を売り払う場合には、才11条以下を1条づつ繰り下げ、才10条の次に次の1条を加えること。
(違約金)
才11条 乙は、売買物件を才8条に定める期日までに解体及び撤去並びに跡地の整理を完了しない場合において、甲の請求があつたときは、違約金として金 円を甲に支払わなければならない。

(2) 本条は、乙が民有地を買い取り、又は借り受けること等によつて売買物件の全部又は一部を解体撤去することなく利用する場合を考慮して設けた規定であり、違約金の額は、建物の評価額と売買代金との差額を記入するものとする。

(3) 本条は、契約を解除することなく、本条の違約金を徴するとともに、才4条の契約保証金を国庫に帰属せしめることにより一切の契約関係を終了させるものである。

(4) 本条により処理した場合において、相手方が違約金を完納したときは、所有権の移転登記の請求に応ずべきものであるから念のため。

6 才12条（保証金の国庫帰属）関係

才5条及び才8条に定める義務を履行しない場合には契約保証金の全部を、その他の場合には契約保証金の30%を国庫に帰属させるものとする。

7 別紙才2（仕様書）関係

例示であるから事案の内様により適宜修正すること。

8 才2条、才5条、才7条、才9条、才17条及び才19条並びに契約担当官の項及び別紙才1については、才1号様式の例にならい取り扱うこと。

才4号書式取扱要領

1 本書式は、用途を指定して減額即納売払する場合に使用する。

2 用途指定関係条項については、昭和33年7月2日蔵管才1,875号通達「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」を参照のうえ適正を期すること。

3 才5条（契約保証金）関係

契約保証金は、売買代金の1割以上を記入すること。

4 才16条（売買物件の譲渡の禁止等）関係

(1) 所有権を才三者に移転する場合とは、転売、贈与、交換、現物出資、抵当流れ等を含むものである。

(2) 売買物件の貸付を受けた才三者が当該財産を指定用途に供する場合であつても、本条違反となるから念のため。

(3) 相手方が地方公共団体であり、売買物件を学校の施設、

公営住宅等の用に供する場合には、将来、予算、計画その他の関係からやむを得ず経営主体を他の公共団体に移さざるを得ない場合も考慮されるので、才1項に次のただし書を追加することを妨げない。

ただし、甲が承認するときは、乙の一切の債権債務を才三者が承継することを条件として、当該財産の所有権を当該才三者に移転することができるものとする。

(4) (3)により追加するただし書でも売買物件を才三者に貸し付けることは認めてないから念のため。

5 才25条（特則）関係

本条は、契約解除の実効がないと認められる場合等において、契約を解除することなく、実質的に契約を解除した場合とほぼ同様の効果が得られる金額を特別違約金として徴することにより、一切の契約関係を終了せしめることとした規定である。

6(1) 才3条、才6条から才10条まで、才26条及び才28条並びに契約担当官の項及び別紙については、才1号書式の例にならい取り扱うこと。

(2) 才20条、才21条及び才23条については、才2号書式の例にならい取り扱うこと。

才5号書式取扱要領

1 本書式は、用途を指定して譲与する場合に使用する。

2 用途指定関係条項については、昭和33年7月2日蔵管才1,875号通達「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」を参照のうえ適正を期すること。

3 特別の法令又はその関連通達に基いて処理する場合には、更に所要の条項を追加整備すべきことは当然である。

4 国有財産法才28条才1号から才3号まで、国有財産特別措置法才5条才1号及び才2号並びに道路法才90条才2項の規定に基く用途使用を行わない譲与の場合においては、才7条から才14条まで及び才19条の用途指定関係の条項を削除すること。

5 才6条（瑕疵担保）関係

贈与という点にかんがみ乙の契約解除権を認めている点に留意のこと。

6 使用上の制限に関する追加規定

国有財産法第28条第4号の規定に基く譲与の場合には、第11条以下を1条ずつ繰り下げ第11条として次の1条を加えること。

(使用上の制限)

第11条 乙は、第9条に定める期間満了の日までの間において、譲与物件をもつてする施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるようにしてはならない。

7(1) 第3条、第5条、第6条、第20条及び第22条並びに契約担当官の項及び別紙については、第1号書式の例にならう取り扱うこと。

(2) 第16条については、第2号書式の例にならう取り扱うこと。

(3) 第7条、第12条及び第19条については、第4号書式にならう取り扱うこと。

第6号書式取扱要領

1 本書式は不動産の交換で、乙が交換差金を提供し、かつ、これを即納する場合に使用する。

2 第4条(契約保証金)関係

国の提供する財産の評価額を契約金額として計算するものであるから念のため

3 等価交換の場合は、第3条及び第6条を削除し、第7条第1項及び第9条第1項中「乙が前条の規定により交換差金を甲に支払った時」を「本契約締結と同時に」に改め、第10条中の引用条文を整理すること。

4 不動産交換の場合は、交換差金の延納は原則としてこれを認めないこととする。やむを得ずして認める場合は、延納関係の規定は第2号書式を援用することとするが、このうち原状回復についての特約をする必要はない。すなわち所有権移転後においては、乙の債務不履行があつても、契約自体の解除は、原状回復に困難な問題を生ずるのでこれを行わず、専

ら延納特約の解除によりこれを処理するのが妥当であるからである。

5 第7条(物件の引渡)関係

特別の場合を除いて、甲乙両者は、相互に交換に供する物件について、先取特権その他所有権を制限する一切の権利を除去しなければならないことは当然である。

6 第11条(契約の解除)関係

本条には、乙の契約解除権が規定されていないが、相手方に酷に失すると認められるような場合において合意による契約解除を行うことは許されるのであるから留意すること。

(第1号書式取扱要領6の(2)参照)

7 第2条、第5条、第7条から第9条まで、第13条及び第15条並びに契約担当官の項及び別紙については、第1号書式の例にならう取り扱うこと。

8 国有財産特別措置法第9条に基く機械器具の交換については、昭和30年10月5日蔵管第3231号通達「国有機械及び器具の交換に関する特別措置要領について」によること。

第7号書式取扱要領

1 本書式は、有償貸付に使用する。新規貸付を想定して規定しているが、新規貸付は極力これを抑制し、特に必要ありと認めるものその他真にやむを得ないものに限ることとしているから特に留意すること。

継続貸付の場合には、各条の取扱要領にしたがつて所要の訂正をすること。

2 第5条(貸付料の金額及び計算)関係

(1) 昭和33年2月14日蔵管第420号通達「普通財産の継続貸付の取扱について」の記の2の(1)ただし書による場合等貸付期間のうちで異なる貸付料が適用される場合には、別紙の貸付料年額の欄を2欄にし、第1年度及び第2年度の別をかつこ書で明らかにするとともに第1項の次のように改める。

(貸付料)

第5条 貸付料は、昭和 年 月 日から昭和

月 月 日までは、年額金 円とし、昭和
年 月 日から昭和 年 月 日までは、年
額金 円（内訳はそれぞれ別紙のとおり）とする。

3 才6条（貸付料の支払）関係

- (1) 才1項については、昭和31年3月24日蔵管才907号通達「普通財産の貸付事務の処理について」の「2貸付料の納付」の項参照のこと。
- (2) 1回の納付金額が、1,000円未満となるような納付方法は、特別の場合を除き、これをさけることとする。その理由は、国の債権の管理等に関する法律才33条才1項の規定により延滞金を附さないこととなるのをさけるため及び徴収関係事務の簡素化を図るためである。

4 才8条（貸付料の改訂）関係

- (1) 才1項中「貸付物件につき特別の費用を負担することとなつたとき」とは、たとえば「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」の施行に伴い甲が交付することとなつたとき等法令の規定により貸付財産につき新たに甲が費用を負担することとなつたときを指すものである。
- (2) 地代家賃統制令の適用あるものに準じて取り扱うものについては、固定資産課税台帳登録価格の改訂等があつた場合は、「正当な理由がある」ものとして、貸付料の増額を請求すべきものであるから特に留意のこと。

5 才9条（瑕疵担保等）関係

才2項は、危険負担をも含んだ規定であるから念のため。
なお、乙の責に帰する事由による滅失又はき損の場合であつても乙が甲に損害賠償額を支払つた（損害保険金が支払われて、甲の損害額が補てんされた場合を含む。）後においては、乙はその責を免れることとなるから、乙の請求があつた場合には契約上明定してないが本項と同様の取扱をしてさしつかえない。

6 才10条（貸付物件の引渡）関係

- (1) 本条は、継続貸付の場合は不要であるから念のため。
- (2) 従来未契約貸付であつたものを正当化する場合等特に物件の現実の引渡について規定する必要のない場合は、次の

ように定めること。

（貸付物件の引渡）

才10条 貸付物件は、本契約を締結したとき乙に対し引渡があつたものとする。

7 才11条（貸付物件の附保）関係

才1項については、才2号書式の取扱要領4の(1)及び(2)を参照のこと。

8 才13条（使用上の制限）関係

才3項の承認をなすときは、才14条及び才23条の規定が存するが、なお慎重を期する意味で承認はするが、有益費改良費等は返還しない旨の条件を付すること。

9 才16条（使用上の損傷）関係

貸付物件が乙の責に帰する事由により滅失又はき損した場合においては、金銭的解決を図る方がより合理的と考えられるので、将来の当該物件の管理処分上特に支障を来すと認められる場合のみ乙に修復せしめることとする。従つて本件の如き場合は、才22条の損害賠償により解決するのを原則とし、本条の発動は事実上極めて異例に属する場合にのみ行うべきであるが特に念のために置いたものである。

10 才21条（貸付物件の返還）関係

(1) 貸借関係の終了に伴う貸付物件の返還については、特にこれを原状に回復する必要はなく、現状において返還すれば足りることとした。これは変改造、滅失き損等の場合は、才13条、才16条及び才22条の規定によりその都度整理されているので特に返還時においてこれを要求する必要はないからである。なお、乙が附加したものであつて、貸付物件自体を損傷することなく分離できるものは、乙がこれを行うことはもとよりさしつかえないのであるから念のため。

(2) 貸付期間満了前に、乙が貸付物件の買受を希望する場合には、合意により解除することは妨げない。この場合の取扱については、才1号書式取扱要領5の(5)を参照のこと。

11 才22条（損害賠償）関係

(1) 才1項は滅失き損時の価額で損害賠償をなさしめるもの

であつて契約継続中の場合であると解除その他契約関係の終了した場合とを問わない。ただ、たとえば滅失き損時と契約解除時とが相当ずれており、その間に物件の価額が上昇したため、滅失き損時の損害額では、契約解除時の損害額をカバーできないような場合には、第2項により契約解除に伴う損害賠償として請求するものとする。

(2) 才1項ただし書の規定のうち「甲に損害保険金が支払われて……………」とは、乙が軽過失の場合のみに適用されるのである（乙の故意又は重過失によるときは保険金は支払われない。）。通常の場合は、損害額と保険金額とは見合うものとして整理してさしつかえないが、乙の附保金額が充分でなかつたため保険金額では損害額をカバーできないような場合も予想されるのでその差額を損害賠償として賠求し得るよう念のためにおいた規定である。

(3) 才2項は、才1項の場合を除き、およそ乙の債務不履行によつて甲に生じた一切の損害を賠償せしめる規定であつて契約を解除すると否とを問わない。

12 才23条（有益費等の請求権の拋棄）関係

(1) 才14条から当然予想される場所であるが念のためにおいた規定である。

(2) 借家法才5条（造作買取請求権）に該当する場合には、本条の規定にかかわらず、買取請求に応ずべきものであるから念のため。

13 才2条、才24条及び才26条並びに契約担当官の項及び別紙については、才1号書式の例にならぬ取り扱いこと。

才8号書式取扱要領

- 1 本書式は、用途を指定した無償貸付の場合に使用する。
- 2 特別の法令又はその関連通達により処理する場合には、更に所要の条項を追加整備すべきことは当然である。
- 3 用途使定関係については、昭和33年7月2日蔵管才1875号通達「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」を参照のうえ適正を期すること。
- 4 道路法才90条才2項の規定に基く用途使定を行わない無償付の場合においては、才5条から才8条まで及び才18条

の用途指定関係の条項を削除すること。

5 才8条（指定期日又は指定用途の変更の承認等）関係

本条に指定用途の解除の承認を規定してないのは、指定用途の解除を必要とするときには、無償貸付契約を合意により解除し、新たに有償貸付を締結すべきものであるからである。

6 才9条（貸付物件の引渡）関係

貸付物件の引渡日を他の書式とは異つて「昭和 年 月 日」と明定したのは、使用貸借は要物契約であるという特殊性を考慮したものであるから念のため。（民法才593条参照）

7 才12条（使用上の制限）関係

国有財産法才22条才1項及び国有財産特別措置法才2条才1項の規定に基く無償貸付の場合には、才2項として次の1項を加えること。

2 乙は、貸付物件をもつてする施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるようにしてはならない。

8 才21条（損害賠償）関係

才2項の貸付料相当額について、才2号から才5号までの各書式の場合のように不可抗力による滅失き損の場合の免除規定を設けないのは、本項が貸付料相当額を損害賠償として請求するものであり、乙の責に帰することのできない事由に基く損害があつても、その賠償を請求し得ないのは当然であるからである。

9 3から7までに掲げるもの以外の取扱は、才7号書式に準ずる。

蔵管才936号
昭和33年3月29日

各財務局長 殿

大蔵省管財局長 賀屋正雄

国有財産法施行細則才6条に規定する 国有財産台帳に登載すべき数量の端数 について

大蔵省所管一般会計所属の普通財産の数量の端数は、国有財産法施行細則才6条ただし書に規定する「特に単位未満を存する必要のあるもの」に該当するから、単位未満2位までは登録することとし、2位未満は切り捨てることとされたい。

なお、現に国有財産台帳に登載されている端数の増減整理は、下記要領によつて昭和33年3月31日までに完了するよう取り計らわれたい。

記

- 1 (国有財産台帳及び計算書等)
 - (1) 全額が単位未満のもので単位未満3位のみが登載されているものは2位に切り上げる。
 - (2) 前記(1)以外のもので単位未満3位まで登載されているものは、3位以下の数字を切り捨てる。
 - (3) 上記(1)(2)の整理を行つたときは、端数を台帳総括簿及び計算書等に「(端数合算)又は(端数切捨)」の増減事由で掲上する。
- 2 (異動増減)

本通達以後の財産の異動増減については、すべて単位未満2位にとどめるよう事務処理を統一する。

蔵管才2167号
昭和33年8月13日

各財務局長 殿

大蔵省管財局長 賀屋正雄

普通財産台帳の取扱要領について

国有財産法施行細則の一部改正に伴い、普通財産台帳の調製保管及び整備等の取扱については、国有財産法、国有財産法施行令、国有財産法施行細則及び普通財産取扱規則に定めるもののほか別冊「普通財産台帳取扱要領」により処理することとしたから通知する。

なお、昭和31年6月29日付蔵管才1,965号「普通財産台帳の取扱要領について」通達は廃止する。

普通財産台帳取扱要領目次

才1部 台帳調製要領

- 才1 調製要領
- 才2 索引の記載要領
- 才3 総括の記載要領
- 才4 土地の記載要領
- 才5 建物の記載要領
- 才6 工作物の記載要領
- 才7 船舶の記載要領
- 才8 地上権等の記載要領
- 才9 政府出資等の記載要領

才2部 台帳取扱要領

- 才1 台帳の保管
- 才2 台帳の照合
- 才3 台帳の登載手続
- 才4 台帳の登載方法
- 才5 仮換地の指定等の取扱
- 才6 脱落財産等の取扱
- 才7 不存在財産等の取扱
- 才8 都道府県道等の取扱

才9 諸報告書等の取扱

才3部 台帳付属図面取扱要領

附 則

普通財産台帳取扱要領

才1部 台帳調製要領

才1 調製要領

(財産細別)

- (1) 普通財産の細別は、旧軍用財産、終戦処理費等取得財産、租税物納財産、雑種財産及び共有船舶とし、各細別ごとに台帳を別冊とする。

(台帳規格)

- (2) 才1号様式(表紙)は、26穴ルーズリーフ式B4T版とし、覆は濃紺色布製、簿名は金打、台帳用紙は100斤上質紙とする。

(土地を基準としない口座)

- (3) 土地を基準としない口座(動産及び地上権等以外の権利)は、当該財産を管理する財務局、財務部又は出張所ごとに設ける。

ただし、機械器具については、必要に応じ、適宜口座を分割することができる。

(土地を基準とする口座の種目)

- (4) 一の区域に属する土地で現況が数種目に分れているものは、当分の間台帳上種目別ごとに別葉とする整理を行わないことができる。

この場合においては、主たる区域の種目をその土地の種目とする。

(長狭な土地)

- (5) 廃道敷、廃川敷等長狭な土地であつて、1区域として整理し難いものについては、市区町村、大字、字又はこれらに準ずべき地域ごとに適宜区分して、それぞれを1区域とみなすことができる。

(除外)

- (6) 売払、譲与、交換及び所管換等により除外した台帳の各

葉は、(1)による別冊ごとに細別して(適宜仕切紙等を用いる。)口座の索引番号の順にバインダー式に編てつする。

(除外台帳の復活)

- (7) 売払、譲与、交換及び所管換等の取消若しくは解除に伴い台帳を調製する必要があるときは、除外した台帳の全葉又は各葉を復活して使用するものとする。

才2 索引の記載要領

(索引番号)

- (1) 口座の索引番号は、才1調製要領(1)による別冊ごとの一連の番号とし、分冊ごとには、起番しないものとする。

- (2) 新たに設定した口座の索引番号は、次の例により付するものとする。この場合直前の口座の全葉が除外されていても、その口座の索引番号はあるものとみなして付番する。

順序	I	II	III	IV	V
索引			02		
			01		
		0			
					0-02
					0-01
				0-0	
					0-0-1
番			0-1		
			0-2		
	1				
番				1-02	
				1-01	

号		1-0		
			1-0-1	
		1-1		
			1-1-1	
		1-2		
2				

(記入の順序)

- (3) 索引は、索引番号の順に記入し、新たに設定した口座は、末尾に設定の順に記入する。

(記載例)

- (4) 索引の記載例を示せば、次のとおりである。

口座名	索引番号	ページ	備考
大手町 1~1	1	1	
旧東京国税局分室	2	9	34.10.1.9.10.ページ除外 ㊟
大手町 2~4	3	11	35.4.5.12.-1ページから12.-4ページまでそう入 ㊟
旧麴町税務署庁舎	4	13	35.8.22.17.ページから20ページまで ㊟
大手町 1~2	1-1	8-1	35.6.15.8-1ページから8-6ページまでそう入 ㊟

才3 総括の記載要領

(所在)

- (1) 所在欄には、土地を基準とする口座にあつては、土地の所在を、土地を基準としない口座にあつては、当該財産を管理する官署等の所在を記入する(以下各葉の所在欄の記入について同じ。)

(備考)

- (2) 備考欄には、同一種目の財産の各葉の枚数が多い場合に、増減のあつた各葉のページ数を記入する。

(合計表)

- (3) 一の口座が一葉のときは、才1号様式(総括)を省略することができることとなつているが、決算事務の便宜上、市(区)町村ごとにまとめて「合計表」(便宜総括の用紙を用いる。)を設ける。

(記載例)

- (4) 総括の記載例を示せば、次のとおりである。

総括の記載例

異動年月日	区分	種目	増		額		減		額		現 在 額	備 考
			数	量	価	格	数	量	価	格		
昭和33, 4, 1	土地	敷地				円					700,000円	
	建物	事務所建									130,000	
	計										830,000	
34, 3, 22	工作物	照明装置	1個		100,000						100,000	
昭和33年度	土地	敷地									700,000	
	建物	事務所建									130,000	
	工作物	照明装置	1個		100,000						100,000	
	計										930,000	
34, 5, 10	立木竹	樹木	5本		5,000						5,000	
34, 9, 29	建物	事務所建	建 延	10坪 10	500,000						630,000	5ページ
34, 12, 1	工作物	田圃	24メートル		120,000						120,000	
35, 3, 10	土地	敷地					3,000坪				100,000	
昭和34年度	土地	敷地					3,000坪				100,000	3ページ
	立木竹	樹木	5本		5,000						5,000	
	建物	事務所建	建 延	10坪 10	500,000						630,000	
	工作物	田圃	24メートル		120,000						120,000	
	計				625,000						955,000	

オ4 土地の記載要領
(用途)

- (1) 用途欄には、継続貸付等にかかる普通財産について毎年度首の現況において相手方が現に供している利用目的及び数量を記載し、変更があつたときは修正する。
ただし、貸付等の目的が次に掲げるものに該当する場合に限るものとする。
 - (イ) 在日アメリカ合衆国軍隊の用に供するとき。
 - (ロ) 国の機関の施設の用に供するとき。
 - (ハ) 住居施設の用に供するとき。
 - (ニ) 公共団体の施設の用に供するとき。
 - (ホ) 学校法人の施設の用に供するとき。
 - (ヘ) 社会福祉法人の施設の用に供するとき。
 - (ト) 更生保護会及び日本赤十字社の施設の用に供するとき。
 - (チ) 国有財産特別措置法施行令オ14条に掲げる重要産業を営む法人の事業施設の用に供するとき。

(地番別明細)
- (2) 地番ごとの実測数量が不明の場合には、地番別明細欄に記入する数量は、土地台帳に記載されている数量によることができる。この場合には、その数量に()を付する。
(沿革)
- (3) 沿革欄の記載例を示せば、次のとおりである。
例 昭和25年7月5日何省何部局において何某所有宅地300坪、1,200,000円で購入
昭和32年10月1日同省同部局より引受。
(測量)
- (4) 測量欄の記載例を示せば、次のとおりである。
例 昭和33年5月10日何某に委託して、平面測量(平板による。)を実施、2坪増。
(境界)
- (5) 境界欄の記載例を示せば、次のとおりである。
例 昭和33年4月5日境界の確定につき隣接地所有者何某及び何某と協議、同月10日協議ととのい、確定する。
(用益物権等)

(6) 用益物権等欄の記載例を示せば、次のとおりである。

例 借地権300坪、権利者何某、建物、(木造平屋建、
建50坪)所有のため。

(異動年月日)

(7) 異動年月日欄は、次により記入する(以下各葉の異動年月日欄の記入について同じ)。

(イ) 購入、新築、租税物納、売払、交換、譲与等所有権の取得又は喪失にかかる異動については、その所有権の得喪の日(したがって、購入、売払等で代金の支払又は納付があつたときを所有権の移転があつたものとする場合には、代金の支払又は納付の日となる。)

(ロ) 移築、改築、移設、改設、復旧、移転、修繕、模様替その他これらに準ずる異動については、工事完了による引渡の日。

(ハ) 引受、所管換、所属替等国の機関の間の移動については、財産授受書に記載された授受の日。

(ニ) 引継洩発見登載、脱落地登載、実測、実査、報告洩、誤謬訂正等台帳整理上の異動については、その事案の決議書が決議された日。

(注) 過年度に属する異動(報告洩及び誤謬訂正)については、現年度においてその異動を台帳に登載することを決議した日とする。ただし、台帳備考欄には実際の異動年月日を付記するものとする。

(備考)

(8) 総理府(調達局)から通報を受けて台帳に登載する異動については、台帳各葉の備考欄に当該異動を生じた年月日、相手方の部局名及び文書番号を記載する。

(数量)

(9) 数量欄は、実測又は実査により又は関係書類に記載された数額を確認する等の方法により実在する財産の数量を単位未満2位まで記入する(以下各葉の数量欄の記入について同じ)。

(価格)

(10) 価格欄の記入については、国有財産法施行令(昭和23

年政令第246号。以下「令」という。)第21条の規定のほか、次によるものとする(以下各葉の価格欄の記入について同じ)。

(イ) 購入に係るものは、令第21条の規定により購入価格によるのであるが、この購入価格には購入に関する付帯費用、たとえば、調査費、物件移転、営業上の損失等に対する補償費等は含まない。

(ロ) 所管換、所属替及び引受による増については、相手方の台帳価格による。ただし、有償の場合には、その価格による。

(ハ) 交換、売払、所管換、所属替等による減については、台帳に記載されている価格による。

(ニ) 土地改良事業又は土地区画整理事業によつて受けた換地については、換地告示の日における時価による。

(備考)

(11) 台帳に登録後、隣接地の購入、所管替等により増となつた場合には、備考欄に地番及び相手方の氏名又は部局名等を記入する。

(分筆及び合筆)

(12) 土地を分筆又は合筆した場合には、地番別明細欄において分筆又は合筆前の該当欄を赤線でまっ消し、分筆又は合筆後の地番及び数量並びに分筆又は合筆の年月日を余白に記入する。

(共有持分)

(13) 土地の共有持分を新たに台帳に登載する場合には、共有する土地の数量、取得価格及び共有価格及び共有者の氏名又は名称並びに持分の割合を沿革欄に記入する。増減及び現在額を記入する場合には、数量欄は記入せず、価格欄は国の持分の価格を記入する。土地以外の不動産、動産及び権利(共有船舶国持分を除く。)についても同様とする。

才5 建物の記載要領

(構造)

(1) 構造構成材料欄には、建物の構成材料を、たとえば「鉄筋鉄骨コンクリート造」のように記入するが、必要により

このほか建物の基礎の材料（たとえば「基礎コンクリート打」）、外壁の塗装（たとえば「モルタル塗」）等を記入する。

- (2) 増築、改築等により構造上の変動をきたした場合には、構造欄において従前の記載事項を赤線でまっ消して変動後の構造を記入するほか、備考欄にその旨を、たとえば「3階及び4階を増築」のように記入する。工作物、機械器具及び船舶についても、同様である。

（建築費又は製造費）

- (3) 令第21条第2号に規定する「建築費又は製造費」とは、建築又は製造に直接要した費用とし、建物その他の障害物の取りこわし費その他の間接費は含まないものとする。整地費は、土地の価格に加算する。工作物及び船舶その他の動産についても、同様とする（以下(4)及び(5)において同じ）。

- (4) 請負工事において無償で交付した材料を使用する場合又は直営工事において既存の材料を使用する場合には、それらの材料の評価額を建築費又は製造費に加算する。

（修繕）

- (5) 修繕により財産の価値又は耐用年数の増加をきたす場合に限り、修繕に要した費用を修繕による増として台帳へ登載する。

（注） 修繕により財産の価値又は耐用年数の増加をきたす場合とは、たとえば、修繕に伴って、木の外壁をモルタル塗にする等の場合である。

第6条 工作物の記載要領

（建物に付属する工作物）

- (1) 建物番号を記入すべき「建物に付属する工作物」とは、建物に付属して設けられた照明装置、暖房装置、冷室装置、通風装置、消火装置、通信装置、昇降機、原動装置等の工作物をいう。

- (2) 2以上の建物に付属する工作物については、これらの建物番号を列記する。

第7条 船舶の記載要領

（船体材料）

- (1) 船体材料欄には、木、鋼、木鋼等の別を記入する。
（速力）

- (2) 速力欄には、航海速力及び定格出力（連続最大出力）による速力を記入する。

（主要設備及び属具）

- (3) 主要設備及び属具欄には、電気設備、救命設備、消防設備、航海用具その他の属具等の主なものの名称（必要により、種類、型式等を適宜併記する。）及び個数を記入する。

第8条 地上権等の記載要領

（存続期間の延長）

- (1) 権利の存続期間を延長した場合には、別葉に記載することなく、存続期間欄に延長後の終期を記入する。特許権等についても、同様とする。

（鉱業権）

- (2) 鉱業権の鉱区に租鉱権が設定されている場合には、土地の所有者欄に租鉱権者の氏名又は名称を「租鉱権者何某」のように記入する。

（租鉱権）

- (3) 租鉱権については、土地の所有者欄に採掘権者の氏名又は名称を記入する。

第9条 政府出資等の記載要領

（銘柄）

- (1) 銘柄欄には、有価証券を発行する法人と名称及びその回数記号等を記入する（たとえば「何々株式会社何回社債券」「何県昭和何年度何回交付公債」等）。

（内容）

- (2) 優先株、劣後株、無議決権株、無額面株、無記名株、転換社債等にあつては、その旨を内容欄に記入する。

（無償交付等）

- (3) 無償交付又は株式配当に係る株券の価格は、額面株式にあつては1株の金額、無額面株式にあつては発行価格による。

第2部 台帳取扱要領

第1条 台帳の保管

(担当課)

- (1) 普通財産の台帳(以下「台帳」という。)は、財務局にあつては財産調査課又は総括課(共有船舶にあつては徴収課)、財務部及び出張所にあつては管財(才1)課で保管しなければならない。

(保管場所)

- (2) 台帳は、常時防火及び非常持出に充分留意した一定の保管場所に備えつけなければならない。

(閲覧)

- (3) 台帳は、みだりに職員以外の者に閲覧させ又は所定の保管場所以外の場所に移動して閲覧してはならない。

職員は、台帳を所定の場所から移動して閲覧する必要がある場合は、普通財産台帳貸与簿(別紙才1号様式)により、台帳保管の責に任ずる司計担当管(財務局にあつては、司計係長(有価証券は当該担当係長、共有船舶は徴収課担当係長、)財務部及び出張所にあつては担当係長)(以下「司計担当官」という。)の承諾を得なければならない。

才2 台帳の照合

(正本及び副本の照査)

- (1) 司計担当官は、台帳の現在額及び異動について少なくとも毎年1回定期にその正本と副本を照合し、表紙裏面に照合年月日及び照合者官職氏名を記載しておかなければならない。

(月次照合)

- (2) 司計担当官は、毎月の財産の異動について誤りなく台帳に登載されているかどうかを国有財産増減整理簿により毎月照合し、照合欄に照合年月日を記入し、認印を押印しなければならない。

才3 台帳の登載手続

(原議)

- (1) 台帳の正本に財産の異動に登載する場合においては、その異動について決裁された決議書(以下「決定決議書」という。)若しくは写、又は財務部若しくは出張所から財務局に財産の異動を報告する普通財産異動報告書(別紙才2

号様式)(以下「異動報告書」という。)に基づいて行わなければならない。

(異動報告)

- (2) 財務部及び出張所において、財産の異動を行つたときは、遅滞なく異動報告書を財務局に送付しなければならない。

(異動通知)

- (3) 異動報告書に基づいて台帳の正本に財産の異動に登載したときは、遅滞なく財務部又は出張所に当該財産の異動を通知するための普通財産異動通知書(別紙才2号様式)(以下「異動通知書」という。)を財務部及び出張所に発送しなければならない。

財務部及び出張所における台帳副本の登載は異動通知書によらなければならない。

才4 台帳の登載方法

(登載責任者)

- (1) 司計担当官は、決定決議書(若しくは写)又は異動報告書若しくは異動通知書の送付を受けたときは、遅滞なく財産の得喪変更に関する事項及びその他必要と認める事項を台帳に登載しなければならない。

(検査)

- (2) 台帳に新規の事項に登載し若しくは既に登載した事項を変更する場合、司計担当官が部下の職員に登載することを命じたときは、その都度登載又は変更した事項が誤りなく登載されているかどうかを検査し、台帳照合欄又は訂正した個所に認印を押印しなければならない。

(留意事項)

- (3) 台帳の登載に当つては、次のことに留意しなければならない。

(イ) 売払、所管換及び実測等により台帳数量を増減整理する場合、現に台帳に登載されている価格を基として数量に応じて算出した価格をも計上すること。

(ロ) 台帳数量は、すべて単位未満2位までに止めること。

(ハ) 台帳に異動に登載したときは、直ちに、国有財産増減整理簿にもその異動に登載すること。

(記載事項の訂正等)

- (4) 台帳に登載された記載事項について、誤りを発見し訂正、又は削除をしようとするときは、その旨を決議し、訂正等を必要とする事項を赤二線であつ消しその上部に正書しなければならない。この場合、備考欄又は欄外に司計担当官が訂正については訂正、挿入又は削除については何字挿入何字削除と赤書し、認印を押印するものとする。

オ5 仮換地の指定等の取扱

(地区編入)

土地区画整理事業等による施行地区に編入されることに同意し、事業施行者から仮換地の指定又は金銭で清算する旨の通知があつた場合、上記通知に基き、台帳各葉の備考欄に「 年 月 日何々事業施行者より何町何字何番地に仮換地指定の通知を受く。」又は「 年 月 日何々事業施行者より金銭により清算する旨の通知を受く。」と記載し、事業施行者からの通知書の余白に「台帳記載済」の旨を記載しておかなければならない。

オ6 脱落財産等の取扱

脱落地の登載洩れ発見、公共用財産の用途廃止、旧軍用財産の引継洩れ発見その他の事由により、台帳に未登載のものを発見したときは、次の事項に留意して遅滞なく台帳に登載しなければならない。

(引継洩れ地又は脱落地等)

- (1) 台帳に未登載の土地を発見したときは、登記簿、土地台帳及びこれらの関係付属図面等で所有権を確認し、境界の確認その他必要な調査を行つた上で台帳に登載する。この場合の増減事由用語は、それぞれの事由に基いて「引継洩れ発見登載」「脱落地登載」「公共物より編入」「国庫に帰属」等とする。

(旧米軍所有財産)

- (2) 提供財産の解除に伴つて返還された施設内に米軍により設置された財産が存在する場合は、なるべく返還財産の授受の際リストその他により日本国に帰属する旨の証明をとることとするが、証明をとれない場合にあつても、特に米軍が所有権を主張する場合を除いては、その現況により台

帳に登載することとする。この場合の増減事由用語は「国庫に帰属」とし、沿革欄には米軍により設置された旨を付記しておくこととする。

(廃道敷、廃川敷等)

- (3) 公共用財産が工場敷地その他の施設用地等となつて現実に用途廃止の現況にあるものは、都道府県知事から引継を受け台帳に登載する。ただし、市町村長が直接当該財産を管理しているものについては、当該市町村長の証明書を徴するものとする。この場合の増減事由用語は「公共物より編入」とする。

(土地以外の脱落財産)

- (4) 土地以外のもので台帳に未登載のものを発見したときは、前記(イ)に準じて必要な調査を行い所有権を確認の上台帳に登載する。

オ7 不存在財産等の取扱

(審議会への付議)

- (1) 土地、建物、立木竹、工作物、機械器具、船舶等の自然現象による喪失、旧軍からの引継の誤謬その他原因不明により財産が不存在の場合で市町村長、警察署長等の証明をとることの困難なものは、国有財産地方審議会の議を経た上、財務局長の確認書により台帳をまつ消す。

(米軍処分財産)

- (2) 提供財産で返還された施設(機械器具を含む。以下(3)において同じ。)のうち、米軍により取りこわし、焼失したものがあつたときで、米軍又は市町村長、警察署長等からその証明をとることの困難なものは、財務局長の確認書により台帳を整理してよい。ただし、沿革欄には米軍により取りこわし又は焼失した旨を付記しておく。

(不突合返還財産)

- (3) 提供財産で返還された施設について、上記(2)に掲げる場合を除き、返還財産が調達庁等の通知書と異なるものがあるときは、その原因を証する書面を調達庁等から提出せしめて台帳を訂正するものとし、その原因が明らかでない場合は財務局長の確認書により台帳を整理する。

(無価値財産)

- (4) 防空壕、防弾装置等の工作物、建物の基礎、土台石等で撤去に相当の経費を要しかつ現状においては客観的にみても経済的価値があると認められず又近い将来において経済的価値を生ずるものと思われぬものは、財務局長の確認書により台帳を整理することができる。この場合の増減事由用語は「撤去」とする。

才8 都道府県道等の取扱

(公共物へ編入)

- (1) 普通財産を道路法才90条才2項の規定に基づいて都道府県道又は市町村道の用に供するため無償貸付をした場合は、「公共物へ編入」の事由用語で台帳から除外し、国有財産台帳に準じて作成した台帳(以下公共物台帳という。)に登載しなければならない。

(公共物より編入)

- (2) 前号により貸し付けた後、都道府県道又は市町村道としての用途を廃止したときは、「用途廃止」の事由により公共物台帳から削除し、普通財産台帳に「公共物より編入」の事由用語で新規に登載する。

(現在額報告)

- (3) 公共物台帳に登載した普通財産については、毎年度末の現在額を所定の様式により年度経過後40日以内に管財局長に報告しなければならない。

才9 諸報告書等の取扱

(留意事項)

- (1) 財務局において法令の規定に基づく諸報告書(別表)を提出する場合においては、次のことに留意しなければならない。
- (イ) 諸報告書に掲示する数量、金額については、必ず台帳及び国有財産増減整理簿に登載されたものによつて記載すること。
- (ロ) 諸報告書間の数字で関連のあるものについては、相互に符合させること。
- (ハ) 所定の期限を厳守すること。

(ニ) 誤記等を避けるため検算を確実に行うこと。

(計算証明)

- (2) 計算証明規則に基づく国有財産の計算書等を会計検査院に送付する場合においては、普通財産取扱規則才44条及び才47条の規定にかかわらず管財局長を経由して送付しなければならない。

(調製)

- (3) 前号の場合管財局長が記載事項について訂正することを必要と認め、是正を求めたときは、財務局長は是正を求められた事項を再調し、訂正を要する場合は、直ちに必要な措置を採らなければならない。

(計算書作成要領)

- (4) 計算書の作成及び編てつ順序等の事務処理要領を次のとおり統一する。

(イ) 一市(区)郡ごとに、かつ、財産細別ごとに別紙として作成すること。

(ロ) 各財産細別は、別冊に編てつすること。

(ハ) 市(区)郡の配列は、大蔵省組織規程別表才3表に掲げる順序によること。

(ニ) 都府県(北海道にあつては財務部)ごとに合計表(県計)を作成し、初葉に編てつすること。

(ホ) 別冊ごとにページを計算書の各葉の右下隅に記入し、巻頭に索引表を添付すること。

法令の規定に基づく台帳に関する定期報告書一覧表

名	称	根拠法令等	提出先	提出期限	提出部数		備考
					本	写	
国有財産増減及び現在額報告書	現	才33条 才43条 法規	管財局長	6月20日	1部	1部	
国有財産増減事由別調書	別	才43条 規	"	6月20日	1部	1部	
国有財産無償貸付状況報告書	状	才36条 才46条 法規	"	6月20日	1部	1部	
国有財産増減及び現在額計算書(写)	現	才64条 才44条 証明規則	"	6月30日	1部	1部	
国有財産無償貸付状況計算書(写)	状	才64条 才47条 証明規則	"	6月30日	1部	1部	附属証換書類は必要としない
国有財産見込現在額報告書	額	才35条 才45条 法規	"	7月31日	1部	1部	"
国有財産見込現在額増減事由別調書	額	才45条 規	"	7月31日	1部	1部	

(注) 「法」は、国有財産法、「規則」は、普通財産取扱規則、「証明規則」は計算証明規則を示す。

才3部 台帳付属図面取扱要領
(図面調製基準)

(1) 台帳付属図面については、別紙「国有財産台帳付属図面調製基準」の定めるところによるのほか、この要領の定めるところによらなければならない。

(付属図面)

(2) 台帳正本には、薄美濃紙に墨入仕上により調製した図面(以下「原図」という。)を台帳副本には原図の写(青写真)を付属させておかななければならない。

ただし、正規の図面を調製することが困難な場合は、当分の間、土地台帳法施行細則に定める地図又は家屋台帳施行細則に定める所在図の写、若しくは簡易な方法により測定した図面をもつて台帳付属図面とすることができる。

(調製記号)

(3) 土地図及び建物図の調製記号は、当分の間、それぞれ大蔵省国有財産取扱規程別表才1号及び別表才2号の定めるところによるものとする。

(図面の種類等の表示)

(4) 台帳付属図面には、別紙才3号様式により口座名及び図面の種類等を図面の右方下部に表示しなければならない。

(図面袋の表示)

(5) 台帳付属図面は、紙袋に収め、口座名及び図面の枚数等を別紙才4号様式により袋表面に表示しなければならない。

(異動報告)

(6) 財務部及び出張所において、財産の異動を決議したときは、異動部分の原図を異動報告書とともに財務局に送付しなければならない。

一の口座に属する土地又は建物の全部について各一葉に付属図面が調製されている場合でその一部について異動したときは、口座の全部と異動部分との関連を原図に明示しなければならない。

(異動通知)

(7) 財務局において財務部及び出張所より原図の送付を受け

第

口座名

所 在

区 分

種

口座

所

築
建

構

第3号様式
(土地)

口座名			索引号			図面番号		
所在			図面の名称			縮尺		
区分	測	方法	実測面積					
		使用の機器	面積測定の方法					
種目	量	誤差の限度	調製者	官職又は資格				
		年月日			氏名			
		実施者						

(おおむね10Cm×5Cm)

(建物図)

口座名			索引号			図面番号		
所在			図面の名称			縮尺		
建物番号	建物の名称		調製年月日					
建面積	延面積		調製者	官職又は資格				
構造					氏名			

(おおむね10Cm×4Cm)

(案内図、配置図)

口座名		索引番号		図面番号	
所在		図面の名称		縮尺	
調製年月日		調製者	官職又は資格	氏名	

(おおむね10Cm×3Cm)

第4号様式

口座名		索引番号	
図面番号	図面の名称	図面番号	図面の名称

IV 返還された施設および区域の防衛庁との引継協定

駐留軍から返還される施設および区域
を防衛庁が使用する場合における調達
庁と防衛庁との間の引継協定

駐留軍に提供中の民公有の施設および区域（陸上のみとす。以下同じ。）をその返還後引き続き防衛庁が使用する場合における調達庁と防衛庁との間の引継は次の各条によることとする。

（引継）

才1条 駐留軍から返還される民公有の施設および区域を防衛庁が所有者の同意を得て引き続き長期間使用する場合または買収を条件として使用する場合は、調達庁は施設および区域を返還時の現状のまま防衛庁に引き継ぐものとし、その引継に当つては、調達庁と防衛庁は所有者および権利者の立会の下に駐留軍（連合軍を含む。以下同じ。）の使用開始時の現状および引継時の状態を確認するとともに、調達庁は返還財産異動状況明細書を作成し、関係資料を添えて防衛庁に送付するものとする。

（賃借料）

才2条 前条により引き継いだ施設および区域の賃借料の負担区分は駐留軍からの返還日までは調達庁の負担とし、返還日の翌日から防衛庁の負担とする。

（補償および求償）

才3条 才1条により引き継いだ施設および区域に係る返還に伴う損失の補償ならびに有益費の償還請求は、防衛庁において処理するものとする。

2 防衛庁が才1条の引き継ぎの日より6月未満の期間に使用を廃止する場合は、前項の規定にかかわらず調達庁において処理するものとする。

ただし、特別の事由がある場合は両者協議の上その期間を更に6月未満の期間に限り延長することができる。

3 駐留軍の使用期間中に発生した才1項以外の損失の補償は調達庁が処理するものとする。

（一時使用）

- 才4条 駐留軍から返還された民公有の施設および区域を防衛庁が買収を条件としないで引き続き1年以内の期間に限り一時使用する場合は、才1条に準じて処理するものとする。
- 2 前項の場合、調達庁と防衛庁との間の賃借料の負担区分は才2条に準ずるものとする。
- 3 駐留軍の使用期間中に発生した損失の補償ならびに返還に伴う所有者および権利者に対する損失の補償および有益費の償還請求は調達庁において処理するものとする。
- (その他)

才5条 この協定に定めのない事項ならびに疑義のある事項については、そのつど調達庁と防衛庁とが協議して決定するものとする。

昭和32年7月29日

調達庁長官

印

防衛庁長官

印

調達規才12号

駐留軍から返還される施設および区域を防衛庁が使用する場
合における調達庁と防衛庁との間の引継協定実施要領を次のよ
うに定める。

昭和33年6月3日

調達庁長官

丸 山 信

駐留軍から返還される施設および区域 を防衛庁が使用する場合における調達 庁と防衛庁との間の引継協定実施要領

(総則)

- 才1条 駐留軍から返還される施設および区域を防衛庁が使用する場
合における調達庁と防衛庁との間の引継協定(昭.
32.7.29以下「引継協定」という。)を実施するための処
理手続については、この要領の定めるところによる。
- 2 この要領に定めのない事項については、返還財産処理要領
その他関係規則により行うものとする。

(使用同意取付の協力)

才2条 調達局長は、防衛庁建設部長(以下「建設部長」とい
う。)から駐留軍から返還される民公有の施設および区域を
引継使用したい旨の申出があつたときは、調達庁が駐留軍か
ら返還された後において行うべきその施設および区域に關
する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償の
実施を変更することを条件とするその施設および区域の使用
同意取付について防衛庁の使用計画に基き建設部長に協力す
るものとする。

(補償、求償実施変更同意の取付)

才3条 調達局長は、建設部長から才2条の使用同意に基いて
作成された利用計画書の写および使用同意書の写(以下「必
要書類」という。)を添えて、引継協定才1条の長期使用ま
たは買収を条件とする使用(以下「長期使用」という。)の
申出があつたときは、申出の施設および区域に關する土地建
物等の賃(転)貸借契約の相手方(以下「契約の相手方」と
いう。)から「防衛庁が引継使用することになった施設およ
び区域に關する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有
益費の求償実施変更同意書(1)」(調達庁書式N-1236、
以下「同意書(1)」という。)2通を取り付けるよう措置す
るものとする。

- 2 調達局長は建設部長からの必要書類を添えて、引継協定才

4条オ1項の一時使用（以下「一時使用」という。）の申出があつたときは、契約の相手方から防衛庁が引継使用することになつた施設および区域に関する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償実施変更同意書(III)（調達庁書式N-1237。以下「同意書(III)」という。）2通を取り付けるよう措置するものとする。

3 調達局長は、駐留軍から返還予告を受けたときは、すみやかに「防衛庁が引継使用することになつた施設および区域に関する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償実施変更同意依頼書」（調達庁書式N-1238）にオ1項またはオ2項の同意書を添えて、契約の相手方に送付し、返還の日の前日までに同意を取り付けるものとする。

（引継）

オ4条 調達局長は、前条の同意書2通を取り付けたときは、その1通を建設部長に送付し、防衛庁が引継使用する施設および区域を駐留軍からの返還の日に現状のまま建設部長に引き継ぐものとする。

2 前項の引継に当つては、調達局長は建設部長とともに契約の相手方および権利者の立会の下に駐留軍の使用開始時の原状および引継時の現状を確認し、遅滞なく、引継財産現状確認書（調達庁書式N-1239）3通を作成し、建設部長および契約の相手方とともに記名押印した上、建設部長および契約の相手方に各一通を送付するものとする。

3 調達局長は、前2項の手続を終了したときは防衛庁の利用計画書の写を添えて、「駐留軍から返還される施設および区域の防衛庁への引継報告書」（調達庁書式N-1240）により、本庁不動産部長に報告するものとする。

（支払区分）

オ5条 前条により引き継いだ施設および区域の賃（転）借料の支払区分は駐留軍からの返還の日までは調達庁が支払い、返還の日の翌日からは防衛庁が支払うものとする。

（使用廃止）

オ6条 調達局長は長期使用の場合において、建設部長から利用計画の変更に伴い、引継の日から6月未満の期間にその使

用を廃止する旨の通知を受けたときは本庁不動産部長にこの旨報告するとともに、旧契約の相手方に対し、駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償は同意書(I)オ2項に基き調達局不動産部長が行う旨通知するものとする。

2 調達局長は、長期使用の場合において、建設部長から引継協定オ3条オ2項ただし書により引継の日から6月以上1年未満の期間にその使用を廃止するため協議を求められたときは、意見を付して本庁不動産部長に協議しなければならない。

3 調達局長は、前項の結果に基き駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償を行うことになつた場合には、旧契約の相手方に対し、駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償は同意書(I)オ2項に基き調達局不動産部長が行う旨通知するものとする。

（使用終了）

オ7条 調達局長は、一時使用の場合において、建設部長からその使用を終了する旨の通知を受けたときは、本庁不動産部長にこの旨報告するとともに、旧契約の相手方に対し、駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償は同意書(II)オ1項に基き調達局不動産部長が行う旨通知するものとする。

2 前条および前項により調達庁が駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償を行う場合において、補償額および求償額は防衛庁が賃（転）借物件を返還した時をもつて評価した額とする。

（使用延長）

オ8条 調達局長は、一時使用の場合において、建設部長から利用計画の変更に伴い、引継の日から1年をこえて使用する旨の通知を受けたときは、本庁不動産部長にこの旨報告するものとする。

（立会）

オ9条 調達局長は、オ6条オ1項もしくは、オ3項またはオ7条により調達庁が駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償を行う場合においては、防衛庁が引継使用した施設および区域の返還に際して、旧契約の相手方および権

利者とともに立会い、引継時の現状および防衛庁からの返還時の現状を確認し遅滞なく、防衛庁の作成する返還財産引渡調書の送付を受けるものとする。

(補償等の処理区分)

才10条 駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償は才6条才1項もしくは才3項または才7条により調達庁が行う場合を除き、防衛庁が行う。

2 前項以外の駐留軍の使用により発生した損失の補償は、調達庁が行う。ただし、土地建物等賃(転)貸借契約書才18条に基く立木竹の損失に対する補償に対する補償については、引継時までの調達庁の処理状況ならびに引継後の防衛庁の使用状況を考慮し、調達局長と建設部長が協議の上、防衛庁で処理することが適当と認められるものは、防衛庁が行う。

3 引継後防衛庁の使用により発生した損失の補償については、防衛庁が行う。

(イーズメントについての準用)

才11条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約才3条に基く行政協定才3条に基き、駐留軍に提供したイーズメントの目的物の取扱については前各条を準用する。

附 則

1 この調達規は、昭和33年6月3日から施行する。

調達庁書式N-1236

防衛庁が引継使用することになった施設および区域に関する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償実施変更同意書(I)

1 賃(転)貸人〇〇〇〇(以下「甲」という。)と賃(転)借人〇〇調達局不動産部長〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間の土地建物等賃(転)貸借契約書(FAC№ 契約番号

才1条の賃(転)貸物件の一部
賃(転)貸物件

IV
才の丙

について才15条、才16条および才17条に約定した駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償は、防衛庁〇〇建設部長〇〇〇〇(以下「丙」という。)が賃(転)借物件を返還した後に丙の使用に伴う損失の補償および有益費の求償とともに一括して丙が行う。

2 丙が前項の賃(転)貸物件に関し甲との間に締結した賃(転)貸借契約をその始期から1年未満の期間において解約する場合で乙から甲に通知をしたときは、前項の補償および求償は丙が賃(転)借物件を返還した後において、乙が行う。この場合において、損失の補償額および有益費の求償額は丙が賃(転)借物件を返還した時をもつて評価した額とする。

昭和 年 月 日

賃(転)貸人

印

〇〇調達局不動産部長

印

防衛庁〇〇建設部長

印

調達庁書式N-1237

防衛庁が引継使用することになった施設および区域に関する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償実施変更同意書(II)

1 賃(転)貸人〇〇〇〇(以下「甲」という。)と賃(転)借人〇〇調達局不動産部長〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間の土地建物等賃(転)貸借契約書(FAC№ 契約番号

才1条の賃(転)貸物件の一部
賃(転)貸物件

について才15条才16条および才17条に約定した駐留軍

からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償は乙から甲に通知の上、防衛庁〇〇建設部長〇〇〇〇（以下「丙」という。）が賃（転）借物件を返還した後において、乙がこれを行う。この場合において、損失の補償額および有益費の求償額は丙が賃（転）借物件を返還した時をもって評価した額とする。

2 丙が前項の賃（転）貸物件に関し甲との間に締結した賃（転）貸借契約をその始期から1年をこえる期間において解約する場合には、前項の補償および求償 丙が賃（転）借物件を返還した後において丙の使用に伴う損失の補償および有益費の求償とともに一括して丙がこれを行う。

昭和 年 月 日

賃（転）貸人 印

〇〇調達局不動産部長 印

防衛庁〇〇建設部長 印

調達庁書式 N - 1 2 3 8

発番号

昭和 年 月 日

殿

〇〇調達局不動産部長

防衛庁が引継使用することになった施設および区域に関する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償実施変更同意依頼書

昭和 年 月 日 PAC/No.

契約番号

土地建物等賃（転）貸借契約書により貴殿と契約締

- 4 3 9 -

結中の賃（転）貸物件につきましては昭和 年 月 日に返還することになりましたが、すでに御承知のとおりこの賃（転）貸物件の一部は貴殿の御同意の下に防衛庁が引継使用する事になつております。

したがって、防衛庁のこの賃（転）貸物件の一部の引継使用に伴い、貴殿と締結中の土地建物等賃（転）貸借契約書才15条才16条および才17条に約定した駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償につきましては、防衛庁と協議の結果、別紙「防衛庁が引継使用することになった施設および区域に関する駐留軍からの返還に伴う損失の補償および有益費の求償実施変更同意書^(I)」のとおり処理したいと思いますので御同意くださるようお願い申し上げます。

なお、御同意の上は、同意書該当箇所に御記名押印の上、同意書2通を御返送下さるようお願い申し上げます。

以上

調達庁書式 N - 1 2 3 9

引継財産現状確認書

昭和 年 月 日に防衛庁が引継いだ財産の移動箇所は別添「返還財産引渡調書^(I)」のとおりであることを所有者、無償同意書 権利者、調達庁および防衛庁の3者が確認し異議ないものとする。

昭和 年 月 日

所有者 印
権利者

〇〇調達局不動産部長 印

防衛庁〇〇建設部長 印

- 4 4 0 -

調達庁書式 N - 1 2 4 0

発番号

昭和 年 月 日

調達庁不動産部長 殿

〇〇調達局長

駐留軍から返還される施設および区域の防衛庁への
引継報告書
下記のとおり防衛庁へ引継いだから報告する。
記

FAO No.	施設名
引継年月日	
引継財産所在地	
引継財産種別面積	
引継財産所有者	
一時使用長期使用の別	
引継施設区域の図面	別添 (注: 返還全施設、区域と引継施設区域との区分を明かにすること。)
その他必要な事項	

V その他

蔵管才3013号

昭和28年8月17日

殿

大蔵省管財局長

合衆国軍隊の用に供するため安全保障
諸費及び防衛支出金により工事を施行
した施設等の処理について

合衆国の軍隊の用に供するため建設省において安全保障諸費及び防衛支出金により工事を施行して完成した施設及び当該工事によつて発生した残材で国有のものについては、建設省の工事担当局から調達局又は財務局に引継を受けることとなるから下記事項お含みの上処理願いたい。

記

- (1) 施設の引継を受ける場合の手續関係は、一般官庁管繕工事により完成後の施設を引き継ぐ場合に準じて調達局に引き継ぐものとする。(昭和24年6月2日蔵管才737号及び昭和32年12月10日蔵管才4161号)。
- (2) 施設の引継を受ける時期は、合衆国の軍隊に当該財産を提供することについて日米両国の合意(以下「提供の合意」という。)が成立し、且つ、一切の工事が完成し合衆国の軍隊に提供することができる時とする。

但し、提供の合意は成立しているが一部未完成の場合においても合衆国の軍隊に提供する必要があると認められるときはこの限りでない。

- (3) 建設省の工事担当局は、工事上の都合その他の理由に基いて既設の建物及び工作物を取りこわす必要がある場合は、あらかじめ総理府(調達庁)所管の普通財産であるときは、調達局、その他の国有財産であるときは財務局に通知し、前記の財産区分に従い、調達局又は財務局においてそれぞれ解体

移築を条件として当該財産の処分を行うものとする。但し、さしあたり買受人のない場合その処分が困難で、且つ、急速に取りこわす必要がある場合は、前記の財産区分に従い、調達局又は財務局からの通知により建設省の工事担当局が当該工事費により取こわすものとする。

- (4) 発生材については、取こわした財産が総理府（調達庁）所管の普通財産であるときは調達局、その他の国有財産であるときは財務局において物品として引継を受けて管理処分する。

調達甲発才 22号 (CRE)
昭和 33年 7月 2日

調達局長 殿

調達庁長官

在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費および防衛支出金により建設省において工事を施行した施設の引継等の処理について

このことについて、別添のとおり調達庁長官、大蔵省管財局長および建設省営繕局長の間に協議が整ったので、その実施について遺憾のないようされたい。

以上

- 別添：1. 昭、33.2.26. 付調達丙発才 401号 (CRA)
〔在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費および防衛支出金により工事を施行した施設の引継等の処理について（協議）〕
2. 昭、33.6.13. 付蔵管才 1715号
〔同上件名〕
3. 昭、33.3.31. 付建設営発才 224号

〔同上件名 (回答)〕

以上各五部

本信あて先：各調達局長

別添 1

調達丙発才 401号 (CRA)
昭和 33年 2月 26日

殿

調達庁長官

在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費および防衛支出金により工事を施行した施設の引継等の処理について（協議）

- 参照：1. 昭、25.11.25. 付蔵管才 4930号〔終戦処理費により取得した国有財産の取扱について〕
2. 昭、32.12.10. 付蔵管才 4161号〔終戦処理費等により取得した国有財産等の取扱について〕
3. 昭、28.8.17. 付蔵管才 3013号〔合衆国軍隊の用に供するため安全保障諸費により工事を施行した施設等の処理について〕
4. 昭、28.8.12. 付建設営発才 918号〔在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費により工事を施行した施設の引継等の処理について〕

このことについて今回参照文書 1、2 および 3 の改廃に伴い、在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費ならびに防衛支出金により工事を施行した施設の引継等の取扱が異なることになったので、さきに協議了解済である参照文書 4 の左記を別案のとおり読み替えて処理したいが御回答願いたく協議する。

以上

別添：在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費および防衛支出金により建設省において工事を施行した施設の

引継等の処理について
本信あて先：大蔵省管財局長
建設省営繕局長

在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費および防衛支出金により建設省において工事を施行した施設の引継等の処理について

1. 施設の引継

- ア、引継は、工事を担当した営繕局または地方建設局（以下「工事担当局」という。）から、その施設の所在地を管轄する調達局（以下単に「調達局」という。）に対して行う。
- イ、引継は、行政協定第2条に基づき在日合衆国軍に提供する施設および区域として日本政府と合衆国政府との間に協定の締結を完了している施設について行う。
- ウ、引継は、イ号の手続を完了しているものについて工事完成後ただちに行う。ただし、調達庁長官と営繕局長との協議により工事完成前に在日合衆国軍に使用させることに決定した施設については、その使用部分を引き継ぐものとする。
- エ、引継は、工事担当局および調達局の係官が現地において立会の上行うものとし、この際工事担当局係官は財産引継目録書および財産図（建物については配置図、実測図、工作物、立木竹については配置図、土地については実測図、地積図以下同じ。）を添付して正式引継文書（引き継ぐ施設が調達局直轄地内に所在する場合は本書1部のほか写各1部。調達事務所管轄地内に所在する場合は本書1部のほか写各2部）を調達局係官に提出し、調達局係官より施設の仮受領書を受取る。

正式受領書は仮受領書の日付にさかのぼつてなるべくすみやかに送付を受けるものとする。

- オ、工事担当局において引継の日までに財産図の調製、提出ができない場合は、工事に使用した設計図の内の配置図（設備工事の屋外配線配管図を含む。）および平面図の提出をもつて一時財産図の提出に代えることができる。この場合においてはなるべくすみやかに財産図を調製し、前号に準じて調達局に送付するものとする。

2. 発生材料の処理

工事により既設建物および工作物等から発生した材料で、工事担当局において安全保障諸費または防衛支出金支弁の工事に再使用しないものは、工事担当局からとりこわした財産が総理府（調達庁）所管の普通財産であるときは調達局、その他の財産である時は財務局に引き継ぎそれぞれ物品として管理処分する。

3. 工事施行前の連絡

- ア、既設建物および工作物の取りこわし、工事担当局は、工事の都合その他の理由により、既設の建物および工作物を取りこわす必要がある場合は、あらかじめその旨をそれが総理府（調達庁）所管の普通財産であるときは調達局に、その他の所管であるときは所轄財務局（施設および区域として提供中の施設については、所轄財務局および調達局。）に通知するものとする。（行政財産で大蔵省において使用承認書を取り交わしているものについては、工事担当局からの通知により財務局においてその財産所管省庁の担当部局にその旨を連絡する。）

前記の区分に従い調達局または財務局において解体移築を条件としてその財産の処分を行う。

ただし、その処分が困難で急速に取りこわす必要がある場合、その他工事担当局において取りこわすことが適当である場合は前記の区分に従い調達局または財務局と協議し工事担当局において（施設および区域として提供中の施設については調達局に連絡の上）その工事費により取りこわすものとする。

イ、 工事決定通知書等の送付

工事担当局は、発注した工事について請負者と契約を締結したときはただちに工事一件ごとにその概要を記載した別紙様式の工事決定通知書および建物工作物等の配置図（建物内の配線配管図を除く。）を才1項千号に記載した財産引継関係書類の送付部数と同一部数を調達局に送付し、また契約を締結した工事について、工事内容および工期を変更した場合はその都度工事決定通知書の記載事項変更の通知書（必要ならば配置図添付。）を工事決定通知書に準じて送付する。

なお、現在すでに施行中の工事についても、なるべくすみやかに右に準じ工事決定通知書および建物工作物等の配置図を一括送付するものとする。

別紙様式

年 月 日

あて				地方建設局長
工事決定通知書				
契 約 種 別	工 事 名 称	契 約 金 額	契 約 月 日	
着 工 月 日	完 成 月 日	工 事 場 所	工 事 概 要	
解毀工事等により発生する材料 (品目および見込数量)				
監 督 官 請 負 者				
備 考 :				

別添2

蔵管才1715号
昭和33年6月13日

調達庁長官殿

大蔵省管財局長 賀屋正雄

在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費及び防衛支出金により工事を施行した施設の引継等の処理について

昭和33年2月26日付調達丙発才401号(CRA)で照会のあつた標記のことについては、貴見どおり処理することに異存はない。

別添3

建設営発才224号
昭和33年3月31日

調達庁長官殿

建設省営繕局長

在日合衆国軍の用に供するため安全保障諸費及び防衛支出金により工事を施行した施設の引継等の処理について
(回答)

昭和33年2月26日付調達丙発才401号(CRA)による協議のことについては、当方においては別に異存はないからよろしく御処理願いたい。

駐留軍米軍の都市撤去に伴う安全保障
諸費支弁に係る電気通信設備建設工事
の実施に関する協定書

昭和28年10月30日

大蔵事務次官
建設事務次官

日本電信電話公社 総裁

オ1条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下単に駐留軍という。）の都市撤去に伴い必要とする電気通信設備で安全保障諸費をもつてするその建設工事（以下単に建設工事という。）の実施に関しては、この協定書の定めるところによる。

オ2条 建設工事の設計及び施工は、日本電信電話公社（以下単に公社という。）が行う。但し、軽微な施設区域内工事で建設省で行うを便とするものについてはこの限りでない。

オ3条 建設省の安全保障諸費の支出官は、移替を受けた建設工事予算につき、公社に対し、原則として工事着前にその2分の1に相当する額を設備負担金として支出し、工事完了後竣工を確認の上公社の請求書の提出をまつてその残額を支出するものとする。

但し、公社は、工事実施の結果予算に残額を生じた場合は、その金額を戻入しなければならない。

オ4条 建設工事費は、直接工事費及び必要やむを得ない附帯施設費並びに間接費の合計額とする。

オ5条 公社の実施した建設工事により生じた財産（公社財産に対する増改修による増加財産を含む。）は、公社の所属とする。

公社は、前項の財産を他の財産と区分して経理しなければならない。

オ6条 この協定書に定めていない事項については必要の都度

協議して決定するものとする。

オ7条 この協定書は、昭和28年4月1日から適用する。

昭和28年12月17日

駐留軍の都市撤去に伴う安全保障諸費
支弁に係る電気通信設備工事の実施に
関する協定書を補足する処理手続

- 1、建設省営繕局計画課は、駐留軍提出の概要要求（Definitive Requirement）を受付け、日本電信電話公社技師長室特別施設課（以下単に公社という。）に写5部を送付する。
- 2、公社は、前条により送付を受けた概要要求に基き速かに概要計画図（Preliminary Drawing）を作成し駐留軍と打合せをなしたる上実施計画図（Project Drawing）を作成し、駐留軍の同意（Concurrence）を得ると同時に予算要求書へ建物内管路を除く。）を大蔵省主計局に提出し決定を得た場合は、その内容を建設省に送付する。

右の建物内管路は建設省所管工事に含めるものとする。

- 3、主計局により決定された額は、一旦建設省に移し替え建設省は公社に設備負担金として支出する。
- 4、公社は、右の事務手続終了後工事に着手する。
- 5、公社は設計並びに実施に当り建設省と緊密な連絡を保ち、施設全般の建設計画に伴うよう考慮する。
- 6、公社が実施する工事に関する責任は、公社が負うものとする。
- 7、公社は建設省に対し次の報告書を提出するものとする。
工事予定表、工事工程報告書、工事竣工報告書、使用資材内訳書並びに経理状況報告書。
- 8、建設省は、工事竣工の際竣工検査に立会うものとする。

蔵管才3758号
昭和29年12月15日

各財務局長
各省各庁官房会計課長 殿

大蔵省管財局長

修繕、模様替の取扱について

昭和29年2月15日大蔵省令才7号「国有財産法施行細則の一部を改正する省令」によつて国有財産増減事由用語表中の「修繕」及び「模様替」について、企業用財産以外の財産についても適用することに改正されたが、これが取扱については疑義があるものと思料されるから、下記により処理することとされた。

なお、貴管下出先機関に対しても周知徹底方取計らい願いたい。

記

1 修繕（建物）

(1) 修繕の定義

(イ) 減耗

建物は、経過年数に従い腐しよく老朽化し、又使用に従い磨耗し損傷し、更に災害により損傷する。これらの諸現象を総称して減耗という。

(ロ) 減耗の原因

建物の減耗をきたす原因には自然的なものとな人為的なものがあり、また、継続的なものと偶発的なものがある。

(ハ) 修繕

修繕とは建物の構成要素が上記の原因によつて減耗をきたしたためこの減耗を回復して建物の原形に近ずかせるために行う工事である（以下「純然たる修繕」という。）

(2) 修繕に伴う改良、模様替

修繕に伴つて、純然たる修繕の外に改良、模様替が行われる場合がある。

(3) 修繕による国有財産台帳の整理

「純然たる修繕」の場合にあつては、減耗を回復して建物の原形に近づかせるための工事であるので、減価償却の如何にかかわらず修繕による価格の増は行わない。

次の場合には、修繕として価格の増を行うものとする。

(イ) 修繕に伴つて改良を加えた場合

修繕に伴つて改良（著しく財産の能率若しくは能力を高め又は耐用年数を増加させる工事）が行われた場合には、「純然たる修繕」の範囲に属するものを除き、改良によつて増加した価格を「修繕」として整理する。

なお、「著しく財産の能率若しくは能力を高め又は耐用年数を増加させる工事」とは、例えば

a 壁の修繕に伴つてモルタルに改良したとき（財産価値の増加）

b トタン葺の屋根を修繕に伴つて瓦葺に改良したとき（財産価値の増加）

c 修繕に伴つて杭基礎をコンクリートに改良したとき（財産価値及び耐用年数の増加）であつて、この場合の台帳整理は、修繕された部分の復成価格と修繕と改良とによつて構成された部分の復成価格との差額を「修繕」による増として台帳へ登載する。

(ロ) 減耗した建物を取得して、これに修繕を加えた場合、減耗した建物を取得してこれに修繕を加えた結果、取得当時の財産価値より修繕によつて財産価値が増加した場合には、その増加した価値を「修繕」による増として整理する。

2 模様替（建物）

(1) 模様替の定義

模様替とは、建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切、門柱、附け柱、揚げ床及びその他の構造部を変更（型及び修繕に関係のない質の変更をいう。）するために行う工事である。

従つて、模様替によつて数量及び価格に増減をきたす場合ときたさない場合とがある。

(2) 模様替による国有財産台帳の整理

(イ) 模様替によつて数量、価格が一方的に増減がある場合
模様替によつて、数量及び価格又は価格のみが相互関係なく、一方的に増又は減がある場合

例えば建物の内部に二階、三階を設置したとき又は二階、三階を取り除いたときには、

数量及び価格又は価格のみが一方的に増又は減となるので、この場合には、

模様替による数量、価格の増又は減の整理をする。

(ロ) 模様替によつて価格に増減がある場合

数量に増減がなく、模様替の前後における財産価値が模様替によつて変動があつた場合には、取りこわし部分の価格を減とし、模様替によつて構成された部分の価を増とする。

3. 建物以外のものの修繕、模様替については、建物に準じて取り扱うものとする。

調達丙発才3441号 (CRA)

昭和31年12月7日

東京調達局長

調達庁次長

電気通信サービス関係の駐留軍の用に
供された電信電話設備器具類の米軍に
よる返還の取扱について(回答)

参照：1 昭、31.1.1.17 東調才4482号 (TRF)

〔同件名〕

2 昭、30.12.6 調達甲発才17号 (CGO) 〔通信命令によつて占領軍の用に供された電信電話設備器具類の米軍による返還の取扱について〕

参照文書1をもつて照会のあつた電信電話公社関係の通信施設(電信電話設備器具類)がFEC425号Formに記載されて返還された場合にはやむをえず参照2に準じ貴局事業部において処理するものとする。なお電信電話公社以外の通信施設は従前どおり不動産部で処理されたい。

以上

東調才4482号 (TRF)

昭和31年11月17日

調達庁次長 殿

東京調達局長

電気通信サービス関係の駐留軍の用に
供された電信電話設置器具類の米軍に
よる返還の取扱について

参照：1 昭、31.2.13、付調達総発才138号 (CGO) 〔通信命令によつて占領軍の用に供された器具類の取扱について〕

2 昭、30.12.6、付調達甲発才17号 (CGO) 〔通信命令によつて占領軍の用に供された電信電話設備器具類の米軍による返還の取扱について〕

このことについて、参照1によれば駐留軍からの返還書FORM変更について、駐留軍司令部に照会中であるから、貴庁から指示あるまで、DA447FORMで処理されたい旨指示されているが、米軍の一部においては通信施設は建物に所属していること

を理由として、不動産等の返還書 FEC-425 FORM に記載して建物と同時に返還されることがある。このためこれについては止むを得ず不動産部で受理しているが、これら通信施設の中には通信命令以外の「電気通信サービス基本条約」及「保全基本条約」により、公社にて駐留軍加入電話サービス提供のため設備した財産（室内ケーブル、端子函、電話）があるが、この施設器具の財産引渡しは立証資料として公社の工事命令書または資産台帳による証明にて引渡しを行つてよいか、または FEC-425 FORM にて返還になつた場合でも、電々公社の通信施設に関するもののみについては、事業部所管と見做して同部へ処理を依頼すべきか併せて何分の御指示を得たい。

以上

調達甲発才 17 号 (CGO)
昭和 30 年 12 月 6 日

調達庁次長

通信命令によつて占領軍の用に供され た電信電話設備器具類の米軍による返 還の取扱について

参照：昭、30.6.15 付調総発才 994 号 (CGO) [同件名]
このことについては、さきに参照文書によりその取扱の暫定措置を示したが、今回別紙のとおり大蔵省がその見解を表明してきたので、今後は通信命令による電信電話公社の財産であることが立証された場合には下記のとおり処理されたい。

記

- 1 電信電話設備器具類が物品として JLC-85 により返還された場合
事業部担当課は管轄電信電話公社地方機関に連絡し、双方立会のもとに軍より当該物品を受領しその場において電信電話公社に引渡し、受領書を徴する。

-455-

- 2 電信電話設備器具類が、JLC-85 により返還されたが、現場確認の結果返還財産に定着していることが判明した場合

事業部担当課は不動産部および管轄電信電話公社地方機関に連絡の上、三者立会のもとに現場有姿のまま電信電話公社に対し引渡しを行い、同公社よりその受領書を徴する。

したがつて、この引渡完了後の当該返還財産の補償については不動産部より別途指示する。

なお、上記いずれの場合にも、これら財産の所有者である電信電話公社に引渡すのであるから、それら器具類の価額を算定して同公社に明示する必要はない。また、当該受領書は返還書 (JLC-85) に添付し、その処理の証として保存する。

以上

別紙：昭、30.10.18 付蔵管才 3400 号 [同件名]
写 1 部

本信あて先：各調達局長

蔵管才 3400 号
昭和 30 年 10 月 18 日

調達庁次長 殿

大蔵省管財局長 正示 啓次郎

通信命令によつて占領軍の用に供され た電信電話設備器具類の米軍による返 還の取扱について

昭和 30 年 6 月 1 日付調達丙発才 1609 号 (CGO) で照会があつた標記のことについては、昭和 24 年 3 月 1 日付大蔵次官及び逓信次官との [通信事業特別会計より連合国軍へ供給す

-456-

る通信サービス等の料金及び代金等の決裁に関する協定「才4条により一応通信事業特別会計の所属となり、且つ、日本電信電話公社施行法（昭和27年法律才251号）才7条の規定により、公社法施行の際電気通信事業特別会計の資産は公社に引継がれたものと解されるので御了知ありたい。

調達乙発才103号(CGO)

昭和33年10月2日

調達庁次長

在日不動産返還書によつて返還された
物品の取扱について

参照：1 昭、32.10.29付調達規才18号「返還物品取扱細則」

2 昭、33.5.10付調達乙発才44号(CGO)「国有財産の売却、取こわしおよび撤去工事に伴い生ずる発生材等の取扱について」

在日不動産返還書（FE Form 425）によつて返還された財産のうち、国有財産の撤去工事等によつて発生した物品の取扱については、参照文書1に基き、参照文書2によつて処理するよう指示してあるが、同返還書によるその他の物品の引継前の協議については、参照文書2の記2を準用し、円滑に処理するようにされたい。

なお、FE Form 425記載以外の物品（Tow 物品等以外の物品を含む。）の所在していることが予測あるいは判明している場合は、不動産部長は事業部長にこのことを通知し、事業部長は、これを調査確認し、分任返還物品管理官に処理させるものとする。

以上

328.348
Ty993k



00488348